

第4章 高岡市の歴史文化の特徴

第1章において本市の自然的・地理的環境や歴史的背景を、第3章ではそれらの環境を受けて受け継がれてきた文化財の現状について概観した。歴史文化基本構想での整理を基に、12年の間に調査等によって明らかとなった情報や視点、文化財の状況の変化等を反映し、歴史と文化財の相関図を作成した（資料編「歴史と文化財の相関図」参照）。これを基に高岡の歴史や風土を物語る固有のキーワード=“高岡らしさ”として本市の歴史文化の特徴を以下の6つに整理した。

① 豊かな水の恵みによる人々の営み～西山丘陵・小矢部川・庄川扇状地～
西山丘陵が連なる小矢部川左岸は、古墳が集中するなど早くから人口集積が進んだ地域であった。右岸は庄川扇状地の湧水帯によって、古くから稲作が行われ、近世に形成された散村の風景が現在も残される。
② 陸・川・海でつなぐ人とモノの交流～北陸道・北前船・鉄道～
小矢部川の舟運や伏木の港津機能は、古代より重要な交通機能として利用されてきた。加越能三州の要として築かれた高岡は、物流・経済の中心として発展し、近代には県内初の鉄道を敷設するなど時代を通じて交通の要衝になっている。
③ 大伴家持が愛した越中の風土～越中国府と万葉集～
伏木台地は、北陸最古級の寺院である御亭角廢寺をはじめ、越中国府の国庁や国分寺が置かれたほか、国守として赴任した大伴家持が数々の歌を詠むなど、古代から越中の政治・文化の中心となっていた。
④ 土地や人に根ざした信仰～祭礼行事と大寺院～
古代の土地に根差した信仰、中世に広まった多様な仏教信仰は、高岡における文化財の形成の歴史を語る上で重要である。また、信仰と深く結びついている祭礼行事は、高岡独自の歴史的風致を形成している。
⑤ バイタリティ溢れる町民のまち～職人と商人のまちへ～
高岡中心市街地は、加賀藩初代藩主・前田利長により近世初期に形成された高岡城下町を礎としている。城下町は商工業の町へと転換され、「加賀百万石の台所」として、藩を支えた。
⑥ 受け継がれるものづくりの精神～伝統と挑戦～
近世以降商工業都市として発展する中で銅器や漆器などの伝統工芸と技術が発展した。伝統技術を守りつつ時代に応じたものづくりに挑み続ける精神は、現在も息づいている。

① 豊かな水の恵みによる人々の営み～西山丘陵・小矢部川・庄川扇状地～

西山丘陵と並行する小矢部川左岸流域の一带は、庄川の氾濫による水害が比較的少なく安定した地域であり、早くから人口集積が進んだ成熟した地域であった。一方、小矢部川右岸は、氾濫を重ね頻りに河道が変わることで形成された庄川扇状地で、その扇端には湧水帯と自噴井帯が広がっている。このため、古くから稲作が行われた。近世には改作法によって新田開発が図られ、藩の財政を支える穀倉地帯となった。市南部には、水が豊富で農業経営効率を高めるために形成された散村の風景が今も残されている。



西山丘陵

② 陸・川・海でつなぐ人とモノの交流～^{ほくろくどう}北陸道・北前船・鉄道～

小矢部川左岸の西山丘陵を走る山根道は、古代から近世初期まで越中を東西に横断する幹線道路であった。現在の市中心部は、近世初めに前田利長が、加賀・越中・能登三国の要に位置する地に高岡城を築いたことが始まりである。近世から明治・大正にかけて物資の集散地として中心的な役割を果たしてきた。明治時代には、県内初として日本海側最初の民営鉄道が開業している。

また、海の交流は古く、桜谷古墳からは百済の影響を受けたと考えられる出土品も発見されている。砺波平野の米は川舟で庄川・小矢部川筋を通過して河口の伏木に運ばれ、海から都へ運ばれた。また、近世の伏木は北前船や地回りの廻船などによって、加賀藩随一の商品物資が出入する湊としてにぎわった。維新後は積極的に港の近代化が進められ、現在に至るまで、日本海の玄関口として流通・交易の拠点機能を担っている。現代でも高岡駅を中心に万葉線やJR城端・氷見線やバス路線などが放射線状に広がっているほか、北陸新幹線新高岡駅が設置されるなど富山県西部の交通の要衝となっている。



伏木港

③ 大伴家持が愛した越中の風土～越中国府と万葉集～

伏木は古代の越中国府が置かれ、国庁や国分寺が置かれたほか、国守として赴任した大伴家持が数々の歌を詠むなど、古代から越中の政治・文化の中心であった。万葉集4,516首のうち、大伴家持が越中に赴任した5年間に詠まれた歌を中心にした337首は、「越中万葉」と呼ばれ、歌の題詞に施設の名称や人物の名が残るなど当時の越中国府の様子を知る貴重な歴史資料ともなっている。また、今でも海越しの立山連峰やアシツキなど大伴家持が詠んだ景色を見ることができ、往時をしのばせる。



大伴家持像

④ 土地や人に根ざした信仰～祭礼行事と大寺院～

二上山麓やそれに連なる西山丘陵沿いには、二上射水神社、氣多神社のほか複数の延喜式内社が鎮座している。中世より広まった多様な仏教もまた、国泰寺をはじめ二上山麓や西山丘陵沿いに寺院が建立され、その地域の人々に長く受け継がれた信仰の場となっている。これらの社寺には、彫刻、絵画などのほか、祭礼行事等優れた文化資産が多く残されている。

近世には、瑞龍寺や勝興寺に見られるように加賀前田家や本願寺などによる大規模な伽藍整備が行われる一方で、経済力を増した民衆の寄進により寺社の造営がなされた。また、信仰と深く結びついている祭礼行事は、民衆の生活と密接に結びついて多彩な変容や広がりを見せ、現在も集落など様々な規模のコミュニティで執り行われている。



伏木神社春季例大祭の祭礼行事

⑤ バイタリティ溢れる町民のまち～職人と商人のまちへ～

一国一城令による廃城後、高岡は、加賀前田家3代当主利常によって商工業都市として生まれ変わった。経済的立地条件に恵まれ、加賀藩の保護を受けた高岡の商人は、問屋業を軸に発展し、加越能三州全域の商業流通の一翼を担い、藩を支えた。また、商人や医者が俳諧や茶など文化の華を咲かせた。

明治維新によって藩の制約から解放された高岡の商人は、近世に蓄えた資本を港湾や鉄道などのインフラに投資し、日本海側でもいち早く近代化に努め、国家総動員体制によって産業再編成が強行されるまで常に県下の産業経済の中心にあり続けた。



旧高岡共立銀行

⑥ 受け継がれるものづくりの精神～伝統と挑戦～

市内では弥生時代の管玉工房や中世には宇多派の刀工が活躍するなど古くから優れたものづくりが行われていた。高岡城の廃城後、前田利常によって藩内きっての経済都市に成長した高岡町は、藩から特権と統制を受け、鋳物や染物業も盛んな職人の町であった。消費者層の武士が金沢に引揚げたため、高岡の職人と商人は、協力して町人や農民向けに商品開発を進めて勢力を拡大し、銅器や漆器は商業的な工芸品として発展していった。さらに鋳物技術と富山の水力発電による電力を活かしたアルミニウム産業は、高岡の主要な産業となった。伝統技術を守りつつ時代に応じたものづくりに挑み続ける精神は、現在も息づいている。伝統工芸技術の継承に留まらず、化学技術の応用や伝統産業同士の交流などによって錫を活かした食器や銅器着色技術を生かした服飾など高岡のものづくりは幅広い分野で活躍している。



高岡銅器

第5章 目指す将来像と実現するための視点

1 目指す将来像

これまで見てきたように高岡市域は、越中国の政治・経済・文化の中心地であった時代が長い。市内には雨晴海岸をはじめ、大伴家持が万葉集に詠んだ景色が今も見ることができ、また、近世の寺院、歴史的な町並みや歴史的建造物が数多く残されている。また、歴史と伝統を反映した工芸技術が受け継がれ、地域固有の祭礼・年中行事が今も営まれており、「高岡らしい」風情を醸し出している。これらは、豊かな自然とともに歩んできた先人によって守り、育まれ、伝えられてきたものであり、地域の歴史を示すものである。これらを市民共有の財産として次世代に継承していく必要がある。

令和2年度（2020）に実施した「高岡市民アンケート調査」（資料編「高岡市民アンケート調査」参照）で見られるように、歴史・文化の施策に対する市民の関心は高いとは言えないが、市民一人ひとりが地域の歴史・文化を認識し、郷土に対する誇りを持って暮らしていくことが、普遍的な文化財の保護・次世代への継承につながる。このため本市では、総合計画の基本構想である「めざすべきまちの姿」を踏まえ、文化財の保存と活用を進めるにあたって、本計画の目指す将来像を次のように定める。

歴史と文化が世代を超えて受け継がれ、暮らしの中に息づくまち高岡

2 将来像を実現するための視点

文化財の保存・活用に当たっては、歴史文化基本構想「文化財保存・活用の仕組み」の考え方を踏襲し、“保存”と“活用”のどちらかに偏った取り組みではなく、相互関係を保ちながら進めていく。調査研究や整備によって価値を顕在化することで、公開・発信などまちづくりに活かし、それらによって文化財継承の担い手の確保や文化財保護のための資金の確保を行っていくといった保存と活用の循環を目指す。

将来像の実現に向けて、受け継ぐべき文化財を①調べる（把握・研究等）、②守る（管理・整備・継承等）の「保存」と、それらを受け継ぎ、暮らしの中に息づかせるために多くの人に③伝える（学習・発信等）、④活かす（公開・観光等）の「活用」の取り組みを進めていく。上記の4つに「保存」と「活用」の循環に⑤支える（人材・協働等）を加え、「調べる」、「守る」、「伝える」、「活かす」、「支える」の5つの視点で進めていく。



第6章 文化財の保存と活用の課題と方針

第2章のこれまでの文化財保護のあゆみ、第3章の文化財の概要などを踏まえ、文化財の保存と活用の課題と方針を、将来像を実現するための5つの視点に分けて整理する。なお、文化財の防災・防犯については「視点2 守る」に含まれるが、第9章に別に記述する。

視点1 調べる

現状 国による事業をはじめとしてこれまで多くの把握調査が実施されている。市独自の調査では、歴史文化基本構想策定時に行われた把握調査によって建造物を中心に未指定文化財の把握が進んだ。一方で絵画などの美術工芸品については、高岡市美術館において昭和20年代から社寺や旧家の所蔵するものの調査が行われたが、それ以降目立った把握調査は行われていない。古文書については、存在が把握されているものであっても整理されていないものが多くある。令和4年に所在・内容を把握するための調査を行ったが、市史や町史などで引用している史料の現状については不明なものが多く、未だ発見されていない文献資料が多く存在していると考えられる。また、建造物、民俗文化財、記念物等については過去の調査から長い時間が経過しており、確認が必要となっている。

把握した文化財に対する調査については、文化財指定時以外では建造物、高岡御車山の保存修理事業における調査のほか、万葉歴史館など文化財関連施設での調査研究、伝統的建造物群の修理や埋蔵文化財の調査において毎年報告書を作成しており、知見が蓄積されている。

しかし、その他の未指定文化財は調査が進んでおらず、指定等文化財についても指定から長い時間が経過しているものについては、最新の研究成果が反映されていないものが多い。埋蔵文化財については他の調査成果との照合など、総括的な整理まで行えていない状況である。

課題① 多くの文化財が把握できていない。

- ・美術工芸品の分野における文化財の把握が不十分である。
- ・過去の調査で把握された建造物、民俗文化財、記念物等の文化財について追跡調査が必要である。
- ・古文書については、把握されているものも未整理で目録化されていないものが多い。

→方針① 文化財把握調査の推進

- ・美術工芸品の分野における文化財の把握を進める。
- ・建造物、民俗文化財、記念物等の過去の調査で確認された文化財や史料の追跡調査を行う。
- ・把握されている古文書の目録化を進める。

課題② 調査・研究が十分ではない

- ・指定等文化財において、最新の研究成果に基づく再評価が行われてない。
- ・埋蔵文化財は既存の調査結果の整理・データ化、比較検討などが不十分である。
- ・把握した未指定文化財に対する調査・研究が不十分である。

→方針② 計画的な調査の推進

- ・最新の研究成果に基づき、指定等文化財の再評価を行っていく。
- ・埋蔵文化財の既存の調査結果の整理・データ化、比較検討を行っていく。
- ・把握した未指定文化財に対する調査・研究を行っていく。

視点2 守る

現状 所有者など文化財保護の担い手の高齢化や跡継ぎの不在により文化財の十分な保存管理が難しくなっている。歴史的建造物は管理が困難となり、空き家となり、または老朽化により解体されることが増えている。高岡銅器や高岡漆器、越中福岡の菅笠などの工芸技術は、ライフスタイルの変化や従事者の高齢化などによって担い手が不足し、継続が難しい事業者が出てきている。また、祭礼・年中行事など無形の民俗文化財においても人口減少により次世代への継承が課題となっている。

文化財の整備については大規模修理事業により往時の姿となった瑞龍寺や勝興寺をはじめ、高岡御車山をはじめとする民俗文化財や伝統的建造物群などで保存修理事業が行われており、一定の成果が上がっている。一方で建造物の武田家住宅や佐伯家住宅などは、過去の大規模修理から時間が経過しているため、再び修理が必要となっている。高岡城跡や前田利長墓所など史跡は整備が進んでいない。特に高岡城跡については、二の丸をはじめとして、史跡内の施設撤去及びその跡地の利用方法について具体的な整備方針がもとめられている。

収蔵施設については、所有者の世代交代に従って市立博物館では農機具や家電製品をはじめとする民具や古文書などの民俗資料・歴史資料の寄贈依頼が増えている。しかし、収蔵容量に限りがあるため、すべてを受け入れられていない。また、温湿度や紫外線対策といった収蔵保管機能も十分とは言えない状況である。埋蔵文化財包蔵地からの出土品についても、調査に従い増加しており、収蔵スペースが足りていない。木製品や金属製品など保管が難しい出土品への対策も十分ではない。

課題① 文化財所有者・担い手等の減少・高齢化

- ・所有者の高齢化、代替わり等により建造物や古文書など美術工芸品の価値が理解されないまま、滅失や散逸する恐れがある。
- ・高岡銅器や高岡漆器、越中福岡の菅笠などの工芸技術は、ライフスタイルの変化や従事者の高齢化などによって担い手が不足し、継続が難しい事業者が出てきている。
- ・文化財の担い手の減少・高齢化により祭礼行事・年中行事など無形の民俗文化財の維持が困難となっている。

→方針① 文化財所有者・担い手等への支援

- ・滅失・散逸を防ぐため、文化財指定制度の活用や文化財地方登録制度の検討のほか、保存のために必要な助言を行い、所有者を支援する。
- ・工芸技術の保存等の団体などと連携して、講習会など技術研鑽や継承の支援を行う。
- ・祭礼行事等に用いる衣装・用具の修理に対する補助や保存継承活動への支援を行う。

課題② 修理・整備が十分でない

- ・建造物の修理事業、重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業等を計画的に進める必要がある。
- ・前田利長墓所、高岡城跡など史跡の整備が不十分である。特に高岡城跡は保存活用計画や整備基本計画に基づいて、施設撤去や跡地利用などの具体的整備方針を定める必要がある。

→方針② 指定等文化財の整備の推進

- ・建造物の修理事業、重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業等、計画的な取り組みを推進する。
- ・高岡城跡や前田利長墓所は指定から10年を経過しているため、既存計画の見直しを行う。

課題③ 文化財施設の収蔵庫が十分でない

- ・文化財施設における収蔵品の保存管理にあたっては、適正な収蔵庫の確保が必要である。

→方針③ 文化財施設の収蔵保管方法の検討

- ・文化財施設における収納方法の改善も含む適正な収蔵保管方法を検討する。

視点3 伝える

現状 高岡が紹介される際には「国宝建造物がある」「400年の歴史があり、歴史的な建造物や文化が多く残っている」などとされるが、「高岡市民アンケート調査」の結果に見られるように、文化財保護に対する関心は高いとは言えない。これまで文化財情報の多くは、指定等文化財単体の指定理由説明であったため、歴史的背景や文化財同士の関連性などの情報は不十分であり、指定等後の研究成果を発信できていなかった。また、パンフレットや看板による発信の比重が高く、価値や魅力が十分に伝えられていない。

出前講座や公開講座には文化財や歴史に興味ある人が参加しているが、新たに興味のある人を増やすことができていない。本市独自の必修科目である「ものづくり・デザイン科」推進事業や「歴史文化に親しむ日」の制定、万葉かるた大会など学校教育の場を活用した取り組みは一定の効果が出ているが、学校教育における文化財の活用は、学校ごとに差がある。

課題① 情報発信が十分でない

- ・文化財の価値・魅力の発信が不十分である。
- ・調査・研究の成果などを発信する取り組みが不十分である。
- ・最新のデジタル技術による情報発信や多言語対応など、コンテンツの拡充が必要である。

→方針① 文化財情報の内容・発信の充実

- ・日本遺産ストーリーの活用など文化財の価値・魅力をわかりやすく伝える。
- ・調査・研究の成果など文化財に関する情報の更新を進める。
- ・デジタル技術による情報発信や多言語対応など、コンテンツの拡充を進める。

課題② 文化財を知る機会が十分でない

- ・文化財に関心のある人以外にも文化財を知る機会を増やす必要がある。
- ・次世代の文化財の担い手となる子供たちへの郷土教育の強化が必要である。

→方針② 郷土学習機会の充実

- ・出前講座や公開講座の充実など市民が気軽に文化財に触れる機会を創出する。
- ・「ものづくり・デザイン科」推進事業をはじめ、副読本の充実や通学区域の文化財を用いた出前授業など学校教育と連携した取り組みを進める。

視点4 活かす

現状 山町筋における天神祭やひな祭、金屋町におけるミラレ金屋町のほか、勝興寺や瑞龍寺における茶会・展示会などこれまで建造物や伝統的建造物群の建物を生かしたイベントなどが実施されており、一定の成果を上げている。また武田家住宅や旧室崎家住宅、旧伏木測候所など建造物の公開を行っている。市の文化財施設が所蔵する以外の美術工芸品については公開・活用が十分とは言えない。

景観法、都市計画法及び市条例等に基づき屋外広告物の適正化や伝統的建造物等の規制・誘導による保全を図るほか道路の美装化や街路灯の整備を行っており、一定の成果が出ている。引き続き

文化財の価値や魅力が損なわれないよう景観への保全を図るほか、案内板や誘導サインの充実を図る必要がある。

観光においては瑞龍寺や勝興寺、3つの重要伝統的建造物群保存地区、高岡大仏、雨晴海岸などの名所や高岡銅器などの伝統産業を活かした体験メニューなど、高岡市の観光資源の多くは文化財である。しかし、観光地として宣伝する際は、寺院などの名所やものづくり体験単体の紹介となることが多く、十分に魅力を伝えられていない。また、DMOや観光部局と連携して本市の歴史文化を活かした観光施策を充実させていく必要がある。

課題① 文化財の公開・活用の充実が必要

- ・建造物の公開や伝統的建造物群の空間活用のさらなる充実を図る必要がある。
- ・文化財施設が所有する以外の美術工芸品についても公開の充実を図る必要がある。

→方針① 文化財の公開・活用の推進

- ・建造物や歴史的町並みの空間を生かしたイベントを引き続き実施するほか、文化財施設においてイベントと連携する取り組みを進める。
- ・寺院などの所有者が美術工芸品を公開しやすい体制づくりを進める。

課題② 周辺環境整備が十分ではない

- ・景観の配慮や文化財の魅力を高めるため、周辺環境整備の充実が必要である。
- ・案内看板や誘導サイン等の充実が必要である。

→方針② 周辺環境整備の推進

- ・道路修景や条例に基づく景観形成市民団体の認定の推進などにより周辺環境整備を進める。
- ・文化財の案内看板やサインの更新・内容の充実を検討する。

課題③ 観光活用の充実が必要

- ・観光素材となる文化財は個々に扱われ、魅力の発信が不十分である。
- ・DMOや観光事業者と連携がまだ不十分である。

→方針③ 文化観光の推進

- ・文化財紹介における歴史的背景の追加や文化財をストーリーによって関連付けし、一体的な観光活用を行う。
- ・DMOや観光事業者との連携を進め、文化観光を進める。

視点5 支える

現状 本市ではこれまで、文化財保護は主に教育委員会文化財保護活用課が担い、博物館や美術館、万葉歴史館などの主な文化施設は生活環境文化部、景観や都市公園は都市創造部が、伝統産業や観光、高岡御車山会館は産業振興部が担っている。これらの4つの部局は歴史的風致維持向上計画の推進のための庁内組織である歴史まちづくり推進会議（事務局：都市創造部景観みどり課、教育委員会文化財保護活用課）において情報の共有・調整を行ってきた。

専門職については、博物館や美術館、万葉歴史館にそれぞれ学芸員がいるものの、(公財)高岡市民文化振興事業団の所属である。また、歴史民俗資料館、高岡御車山会館は、それぞれの施設所管部署において学芸員を採用している。埋蔵文化財センター、伏木北前船資料館、土蔵づくりのまち資料館、伏木気象資料館、鋳物資料館は学芸員がおらず、所管の文化財保護活用課の職員が対応している。

これまで地域での文化財保護の活動を牽引する存在であった郷土史家や地域ボランティアなどが高齢化等により減少している。また、行政や文化財施設においても若手の専門職員がおらず、将来的な不安材料となっている。文化財を市民共通の財産として未来に継承していくためには、個人や神社、寺院などで秘蔵されているだけでなく、地域で共に守っていく体制づくりを進める必要がある。

課題① 行政の連携体制の円滑化

- ・文化財行政における庁内の関係部局の連携体制が十分でない。
- ・文化財施設の所管部局が4つ分かかれ、施設の専門職員が属する組織も異なるため、施設間の連携体制が十分でない。

→方針① 行政の連携体制の整備

- ・関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進める。
- ・文化財施設の専門職員間の連絡体制を強化する。

課題② 地域における文化財保護体制が十分ではない

- ・所有者等、地域、専門家と行政の連携を図っていく必要がある。

→方針② 所有者等、地域、専門家と行政の連携体制の強化

- ・所有者等、地域、専門家が連携する文化財調査の実施など、文化財の保存・活用を図る連携体制づくりを進める。

課題③ 文化財保護の支え手の減少

- ・地域における文化財保護の活動を支えていた郷土史家や地域ボランティアなどが減少している。
- ・行政や文化財施設の専門職員も若手がない。

→方針③ 文化財保護の支え手の育成

- ・ボランティアの養成講座や文化財の取り扱い講習会を開催し、支え手の育成を図る。また、大学等研究機関との連携を強化する。
- ・行政における専門職員について将来的な人員体制の検討を行う。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 措置の考え方

将来像「歴史と文化が世代を超えて受け継がれ、暮らしの中に息づくまち高岡」を実現するため、前章で整理した5つの視点による方針に基づき本計画期間中に実施する措置を示す。

措置の実施期間

	計画期間					
	前期			後期		
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
措置の実施期間	←		→	←		→

取組主体については、「行政」は、高岡市（文化財保護活用課及び関係部署）及び文化財施設の指定管理者等を示す。「所有者等」は、文化財の所有者・保存会・保持者及び管理責任者（管理団体）を示す。「地域」は、当該地域住民とともに自治会、市民団体等を示す。「専門家」は、大学等研究機関及び所属する研究者等と文化財保護法第192条の2に基づく文化財保存活用支援団体やNPO法人等を示す。

さらに措置の実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財補助金・新しい地方経済・生活環境創生交付金）・その他民間資金等を活用して進めていく。

2 保存・活用に関する措置

視点1 調べる

措置一覧（方針① 文化財把握調査の推進）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
調べる	1	継続	資料収集事業	文化財施設において各施設の所管分野の資料を収集する。	○					
	2	継続	地域資料継承支援事業	産学官連携によって、地域資料（古文書等）の把握調査を行う。	○	○	○	○		
	3	新規	地域資料目録作成事業	把握した地域資料の目録作成を行う。	○			○		
	4	継続	地域の歴史文化資産調査支援事業	地域が専門家とともに美術工芸品の文化財調査を支援する。	○	○	○	○		
	5	継続	市内遺跡発掘調査事業	埋蔵文化財の試掘調査及び発掘調査を行い、報告書を発行する。	○					
	6	継続	遺跡台帳と遺跡分布図の更新	遺跡台帳と遺跡分布図の情報更新を随時行う。	○					
	7	新規	文化財データベースの構築	把握調査に基づき、未指定文化財を含むデータベースを構築する。	○					
	8	新規	文化財記録保存	デジタル記録等により文化財の現状の記録を行う。	○	○		○		

措置一覧（方針② 計画的な調査の推進）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1 調べる	1	継続	指定等文化財調査	指定等文化財の詳細調査・研究等を行う。	○			○		
	2	継続	資料調査研究事業	文化財施設において収藏品等資料の調査・整理・研究等を行う。	○					
	3	継続	古文書調査事業	中央図書館が所蔵する高岡史料の詳細調査を行う。	○					
	4	継続	埋蔵文化財の整理・調査研究	埋蔵文化財出土品の整理・調査研究を行う。	○			○		

視点2 守る

措置一覧（方針① 文化財所有者・担い手等への支援）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
2 守る	1	継続	市内文化財の巡視	文化財保護指導委員と連携して文化財を巡視する。	○			○		
	2	継続	文化財の指定、選定、登録	文化財の指定・選定・登録を行い、保存を図る。	○	○				
	3	継続	市内町家等再生事業	伝統的な町家を歴史的風致形成建造物に指定し、経年劣化や損傷の修理を支援する。	○	○				
	4	継続	文化財等管理支援	有形文化財等の維持管理について支援する。	○	○				
	5	継続	史跡等管理支援	史跡等の除草等を行い環境整備に努める。	○	○				
	6	継続	伝統工芸産業人材養成スクール事業	伝統工芸産業に関わる人材について、技術習得を目的としたスクール事業を実施する。	○					
	7	継続	創業・事業継承支援補助事業	ものづくりを中心とした創業、第二創業及び事業承継に関わる新たな取り組み又は後継者人材育成の取り組みに対し、補助する。	○					
	8	継続	文化財等修理補助事業	文化財の保存修理を行うことで高岡の伝統技術の継承を図る。	○			○		
	9	継続	地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業	地域伝統行事や民俗芸能の伝承のため用具修理などへ補助する。	○	○	○	○		

措置一覧（方針② 指定等文化財の整備の推進）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
2 守 る	1	継続	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業	伝統的建造物の修理及び修景事業を実施する。	○	○				
	2	継続	高岡御車山保存修理事業	「高岡御車山」の修理を実施する。	○	○		○		
	3	継続	高岡城跡保存活用事業	保存活用計画、整備基本計画に基づく保存整備事業を実施する。	○	○		○		
	4	継続	前田利長墓所保存活用事業	保存活用計画、整備基本計画に基づく保存整備事業を実施する。	○			○		

措置一覧（方針③ 文化財施設の収蔵保管方法の検討）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
2 守 る	1	新規	資料収集保管方法の検討	文化財施設における収納方法の改善等も含む適正な収蔵保管方法を検討する。	○			○		
	2	継続	埋蔵文化財包蔵地出土品の収蔵方法の検討	埋蔵文化財包蔵地出土品の収蔵場所・収蔵方法について検討する。	○					
	3	継続	美術館・博物館整備の検討	美術館と博物館の整備について検討する。	○			○		

視点3 伝える

措置一覧（方針① 文化財情報の内容・発信の充実）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
3 伝 え る	1	継続	文化財施設における展示	文化財施設で展示を行い、調査・研究成果等を発信する。	○					
	2	継続	指定文化財のリーフレット等の作成	指定文化財の解説リーフレット及び説明板等を作成する。	○					
	3	継続	日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産ストーリーを活用し、国内外に向け、魅力発信・普及啓発を行う。	○	○	○			
	4	継続	文化遺産オンラインの更新	収集した資料について、文化遺産オンラインに随時登録する。	○					
	5	継続	デジタルアーカイブの活用	地域資料の調査成果について国立歴史民俗博物館のKhirinへ登録する。	○			○		
	6	継続	多言語解説整備事業	高岡市を代表するような文化財の多言語解説を整備する。	○					
	7	継続	ストリートミュージアム®の活用	高岡御旅屋のVR事業で作成したコンテンツを用いて、町歩きなどに活用する。	○			○		
	8	継続	ストリート整備事業	最新技術を用いて、その地域の歴史や文化を体感できるような取り組みを行う。	○					
	9	継続	発掘調査の現地見学会	発掘調査成果について、市民への見学会を開催する。	○					

措置一覧（方針② 郷土学習機会の充実）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
3 伝える	1	継続	文化財施設における展示・講座	文化財施設において展示・講座を実施する。	○			○		
	2	継続	生涯学習講座の開催	生涯学習センターの講座において歴史・文化講座を行う。	○			○		
	3	継続	公民館・学校への出前講座	出前講座等で地域に応じた文化財の魅力を発信する。	○					
	4	継続	ものづくり・デザイン科推進事業	高岡市の伝統工芸について体験を通じた学習を行う。	○			○		
	5	継続	「高岡再発見」プログラム事業	児童が家族と一緒にスタンプラリー形式で文化施設を見学する。	○					
	6	継続	「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する作品募集事業	市内の児童生徒を対象に高岡の歴史文化を題材とした作品募集を行う。	○					
	7	継続	小中学校教員との連携	学校研究会や5年に一度の副読本の改訂などを通じて社会・歴史の授業における充実を図る。	○					

視点4 活かす

措置一覧（方針① 文化財の公開・活用の推進）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
4 活かす	1	継続	文化財の公開	歴史的建造物の公開や文化財施設の収蔵品を公開する。	○	○				
	2	継続	ミラレ金屋町開催事業	町家暮らしや伝統文化を体験する「ミラレ金屋町」を開催する。	○	○	○			
	3	継続	土蔵造りのある山町筋イベント助成事業	町並み紹介や観光産業の創出等のため、各種イベントに助成する。	○	○	○			
	4	継続	新たな芸術・文化創造推進事業	歴史的建造物や町並みを活用し、伝統文化や現代的文化活動など本市の文化の多様性ともものづくり(アート&クラフト)を表現した交流イベントや歴史・文化の魅力を発信する。	○		○			
	5	継続	どこでもステージ事業	市内の名勝、寺社、町並みなどの歴史・文化資産を舞台に、市内アーティストが伝統芸能や音楽、ダンスなどのパフォーマンスを行う動画を制作する。	○		○			

措置一覧（方針② 周辺環境整備の推進）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
4 活かす	1	継続	町並み保存・都市景観形成補助事業	景観形成重点地区等で修景、管理を行うもの経費を補助する。	○		○			
	2	継続	道路修景事業	文化財周辺の照明施設等道路修景事業を行う。	○		○			
	3	継続	案内サイン等表示内容の更新	適宜文化財に関係するサイン等の内容の修正および新設、統合等更新を行う。	○					

措置一覧（方針③ 観光活用の推進）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
4 活かす	1	継続	高岡万葉まつり事業	万葉集全 20 巻朗唱の会、芸能発表、万葉茶会など多彩な万葉関連行事を通して「万葉のふるさと高岡」をPRする。	○		○			
	2	継続	DMO と連携した三大寺ツアー事業	高岡市を代表する三大寺と伝統技術の体験をセットにしたツアーを展開する。		○	○	○		
	3	継続	生きた歴史体感プログラム事業	往時をイメージした茶会を通じて勝興寺建造物の理解を深める。	○		○			

視点5 支える

措置一覧（方針① 行政の連携体制の整備）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
5 支える	1	継続	文化財施設専門職員間の連絡体制の強化	歴史まちづくり推進会議市職員、文化財施設における専門職員間の連絡体制を強化する。	○			○		
	2	新規	文化財研修会の実施	文化財保護意識向上のため市職員を対象とする研修会等を実施。	○	○		○		
	3	新規	文化財担当の人員体制の検討	市内の文化財の質と量に応じた人員体制を検討する。	○					

措置一覧（方針② 所有者等、地域、専門家と行政の連携体制の強化）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
5 支える	1	新規	高岡市文化財保存活用地域計画協議会の運営	高岡市文化財保存活用地域計画作成協議会を再編し、本計画の進捗管理を行う。	○			○		
	2	継続	地域資料継承支援事業【再掲】	産学官連携によって、地域資料（古文書等）の把握調査を行う。	○	○	○	○		
	3	継続	地域の歴史文化資産調査支援事業【再掲】	地域が専門家とともに美術工芸品の文化財調査を支援する。	○	○	○	○		

措置一覧（方針③ 文化財保護の支え手の育成）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
					行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
5 支える	1	継続	観光ボランティア養成講座	観光ボランティアに文化財の魅力を理解し伝えてもらうための講習会を実施する。	○		○			
	2	継続	大学等との連携	美術工芸品や埋蔵文化財において引き続き富山大学の協力を得る。	○			○		
	3	継続	地域の歴史文化資産調査支援事業【再掲】	地域が専門家とともにを行う美術工芸品の文化財調査を支援する。	○	○	○	○		
	4	継続	文化財担当の人員体制の検討	市内の文化財の質と量に応じた人員体制を検討する。	○					
	5	継続	生涯学習講座の開催【再掲】	生涯学習センターの講座において歴史・文化講座を行う。	○			○		

第8章 文化財の一体的・総合的な保存・活用

1 関連文化財群の考え方

(1) 考え方

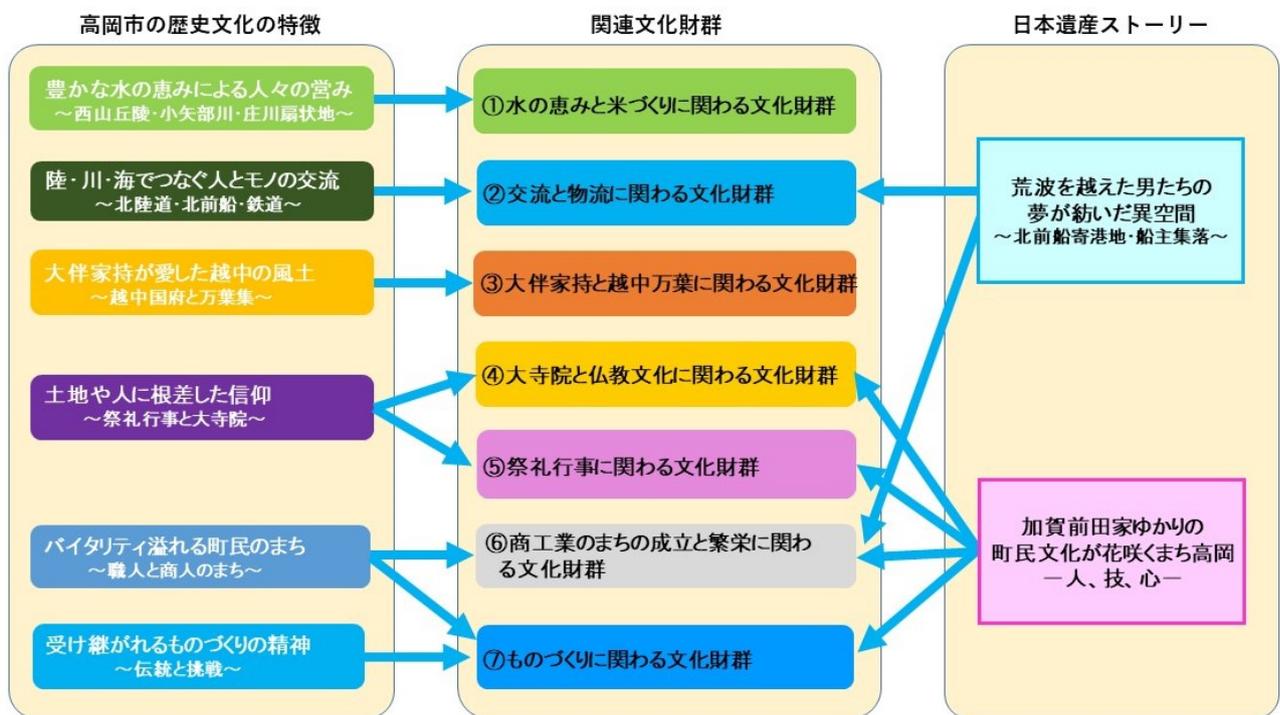
関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を一定のまとまりとしてとらえたもの」で文化財の一体的な保存・活用を図ることを目的とする。指定や未指定を問わず、これまで個別に認識していた有形無形の文化財を本市の時代特性や地域特性からテーマやストーリーによって関連付けすることによって、未指定文化財の価値付けが可能となり、また、高岡市の歴史や風土、文化財をより分かりやすく理解し、その魅力を伝えていくことができるものである。

(2) 歴史文化の特徴との関係

歴史文化基本構想では8つの関連文化財群を設定したが、同構想の作成から12年間で新たに発見されたものや再認識されたものを含めて内容を精査し、本計画では第4章の高岡市の歴史文化の特徴から関連付け、7つの関連文化財群を設定する。

関連文化財群は、高岡市の歴史文化を表すキーワード“高岡らしさ”の象徴であり、それらを構成する文化財は、それぞれさまざまな面を持ち、複数の高岡市の歴史文化の特徴を示す。

また、日本遺産も「ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用」していくものであり、関連文化財群と同様の考え方といえる。本市で認定を受けた2つの日本遺産ストーリーには複数の関連文化財群が含まれているとみることができる。特に「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち 一人・技・心」は高岡市の歴史文化の特徴の多くが取り込まれている。その関係性を示せば次のようになる。



高岡市の歴史文化の特徴と関連文化財群、日本遺産の関係

2 関連文化財群

①水の恵みと米づくりに関わる文化財群

小矢部川左岸沿いに連なる西山丘陵には県内で最も古墳が集中し、早くから栄えた。右岸は古くから稲作が行われ、加賀藩の財政を支える穀倉地帯となった。福岡周辺では菅栽培が行われ、菅笠は特産品となっている。



②交流と物流に関わる文化財群

小矢部川と庄川の水運と伏木の港により多くの人とモノが行き交った。近世の高岡は物資の集散地として藩の経済の一翼を担った。明治に入ると鉄道や港などの近代化を行い発展した。



③大伴家持と越中万葉に関わる文化財群

万葉歌人の大伴家持は越中国守であった。『万葉集』のうち越中に関わる 337 首は「越中万葉」と呼ばれ、今も変わらぬ自然景観や国守の職務の一端を今に伝える貴重な資料である。



④大寺院と仏教文化に関わる文化財群

北陸最古級の廃寺や越中国分寺など古くから仏教が盛んである。国泰寺や勝興寺、瑞龍寺などに多くの文化財が残されている。仏教はまた、銅器や漆器、仏壇など産業に大きな影響を与えた。



⑤祭礼行事に関わる文化財群

祭礼は、神への感謝と祈念の行事であり、住民の情熱が注ぎ込まれた。祭礼に合わせ高岡御車山祭や獅子舞など様々な催し物が行われる。古くからの精神や作法等を伝え人々の生活や信仰の推移を知ることができる。



⑥商工業のまちの成立と繁栄に関わる文化財群

高岡城の廃城後、商工業都市に転換した高岡は藩の経済の一翼を担った。商人が蓄えた資本は明治以降、商品取引所や工場などの産業基盤などに投資して近代化を図り、「北陸の商都」と呼ばれた。



⑦ものづくりに関わる文化財群

ものづくりの歴史は弥生時代の玉づくりに遡る。近世の高岡は鋳物や染物、漆器など職人の町であった。鋳物や漆器は幕末から明治にかけて美術工芸品としての技術も向上した。高岡のものづくりは今も発展し続けている。



関連文化財群① 水の恵みと米づくりに関わる文化財群

【概要】

西山丘陵と並行する小矢部川左岸は、庄川の氾濫による水害が比較的少なく安定した地域であり、勝木原など原始の時代から人々の営みがみられるほか、福岡町上野や下向田など無数の古墳群、また城が平や江道などの横穴墓群が集中しており、早くから人口集積が進んだ成熟した地域であった。

小矢部川右岸は、氾濫を重ね頻りに河道が移動することで形成された庄川扇状地で、その扇端には湧水帯と自噴井帯が広がっている。このため、佐野台地にある石塚遺跡や下老子笹川遺跡などでは、古くから稲作が行われていたことが確認されている。

近世には加賀藩の改作法によって新田開発が図られ、新たな村ができ、また河川では防災のため様々な土木工事が行われた。加賀藩は、米の効率的な収集と円滑な流通を目的に主要な河川や道沿いに年貢米を納める御蔵を設置し、米は藩内で消費する分を除いて小矢部川や千保川を通じて吉久・伏木まで運ばれ、最終的に伏木から大坂・江戸へ送って売却された。

市南部に、豊かな水を活用した耕作によって形成された散村の風景が今も残るほか、市内に武田家住宅や佐伯家住宅といった近世豪農の民家、溜め池や用排水路、治水に係る社や碑、橋や水門などを見ることができ、加賀藩の財政を支える穀倉地帯であった歴史を物語っている。

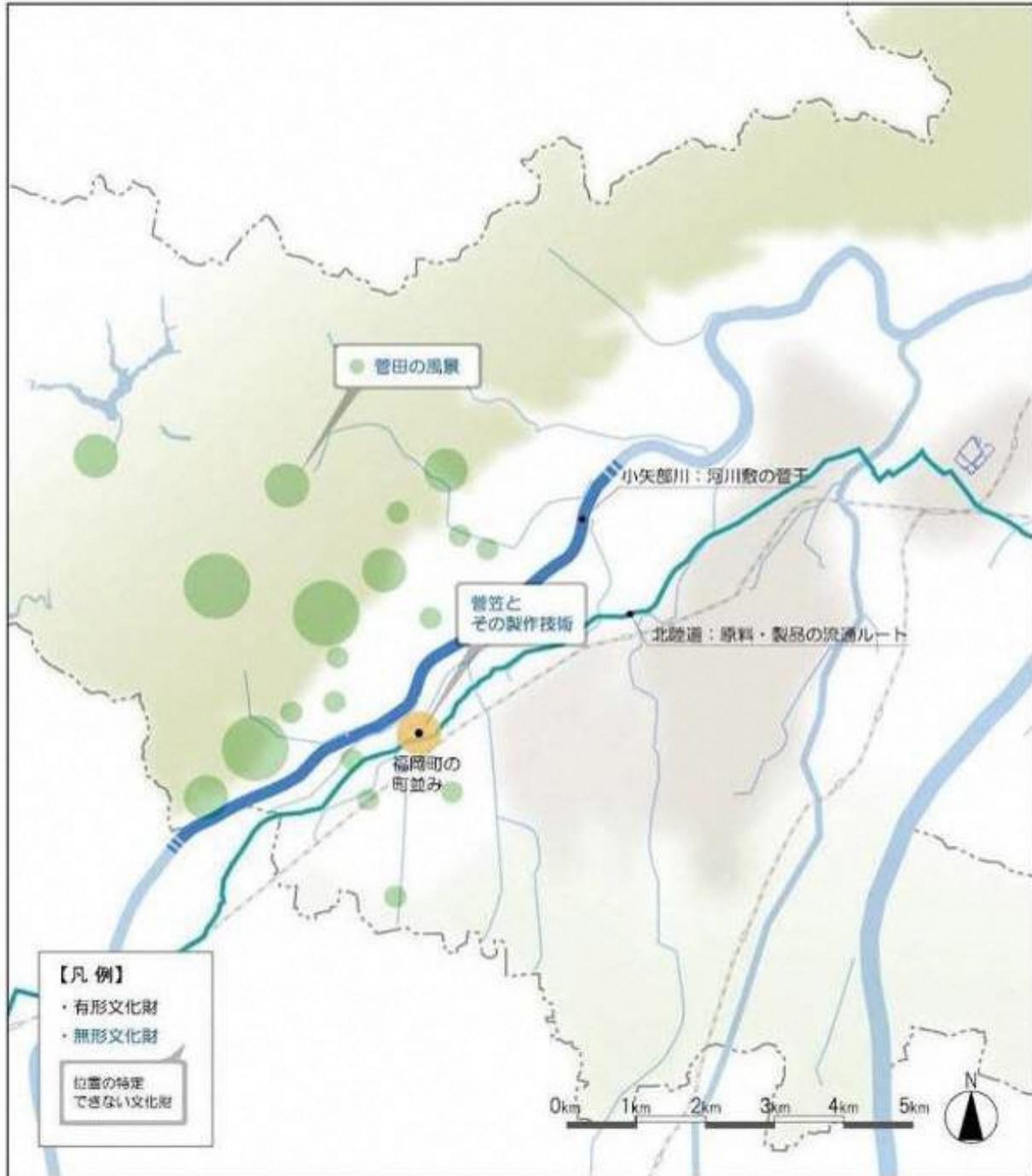
また、小矢部川左岸の西五位や赤丸地区では、稲や麦以外に菅を栽培している。近世、水田に稲以外の作物栽培を禁じられたが、菅は肥沃な水田が適し、日当たりの悪くとも育つことから、稲作不適地を利用するものとして栽培された。加賀藩が菅笠生産を奨励したことにより菅笠づくりが盛んに行われ、中でも福岡周辺のものは全国と比較しても質が高いとされた。明治時代に菅笠づくりは最盛期を迎え、販路も全国に広がった。現在は福岡地域でのみで生産されており、その生産数は減少したものの、依然として全国生産数の9割を占め、出荷先に応じて多様な形状のものが製作されている。

これらは原始の時代から続く水とともに暮らす人々の生活を物語る文化財群である。

【構成文化財】

番号	類型	名称	時代	指定等
1	遺跡	石塚遺跡	弥生・古墳	
2	遺跡	上野の古墳群	古墳	市指定
3	遺跡	下向田古墳群	古墳	市指定
4	遺跡	城が平横穴古墳	古墳	県指定
5	遺跡	江道横穴古墳群	古墳	市指定
6	遺跡	加茂横穴墓群	古墳	市指定
7	遺跡	須田藤ノ木遺跡	古墳・古代	
8	建造物	武田家住宅	近世	国指定
9	古文書	武田家文書	近世	
10	建造物	佐伯家住宅	近世	国指定
11	文化的景観	散村の景観	近世・近代	
12	文化的景観	用水・水路・水門等	近世・近代	
13	文化的景観	菅田と菅干	近世	
14	民俗技術	越中福岡の菅笠製作技術	近世	国指定
15	伝統的建造物群	福岡の町並み	近代	
16	建造物	雅楽の館	近世	
17	古文書	杉野家古文書	近世	市指定
18	古文書	戸出野開御印状	近世	市指定
19	伝統的建造物群	吉久伝統的建造物群保存地区	近代	国選定
20	建造物	能松家住宅主屋	近代	国登録
21	動物・植物・地質鉱物	トミヨとゲンジボタル及びヘイケボタル生息地		県指定

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・農業従事者の高齢化、人口の減少により、耕作放棄地が年々増加しており、美しい風景や伝統文化が失われつつある。
- ・往時の豪農の館の姿を残す武田家住宅や佐伯家住宅の周知が不十分である。
- ・越中福岡の菅笠は、原料となる菅田の面積が減少し続けており、菅田や菅干の景観が失われている。
- ・菅笠製作技術者が減少しており、製作技術の伝承が危ぶまれている。
- ・遺跡に関する既往の調査結果の整理・研究が進んでいない。また、市民へ調査結果の周知が足りていない。

【方針】

- ・地域ぐるみの営農活動等を支援し、農業・農村の多面的機能を発揮していく。
- ・武田家住宅や佐伯家住宅の説明内容の充実・施設の公開を引き続き行う。
- ・良質な菅の供給に向けた調査研究を行い、菅田や菅干の景観の保全に取り組む。
- ・菅笠の製作技術の保存・継承のための総合的な取り組みを行う。
- ・引き続き把握調査を行うとともに既往の調査結果の整理を行う。また、出土品などを用いて当時の生活を市民に分かりやすく情報発信を行う。

【措置】

措置一覧（関連文化財群① 水の恵みと米づくりに関わる文化財群）

No.	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	農村環境保全活動への支援	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動にかかる支援を行う。	○		○			
2	継続	武田家住宅の公開	重要文化財武田家住宅を公開する。	○					
3	継続	佐伯家住宅の公開	重要文化財佐伯家住宅を公開する。	○	○				
4	継続	菅栽培調査事業	収穫までの菅田の管理工程及び作業効率の軽減に向けた調査を行う。	○	○				
5	継続	菅田等の景観の保全に向けた取り組みの推進	菅栽培調査事業以外の菅田等の景観の保全の方法について検討を行う。	○	○	○	○		
6	継続	菅笠保全対策事業	菅笠づくりの後継者育成の指導や研修、菅田の調査、新商品の開発や販路開拓を行う。	○	○		○		
7	継続	市内遺跡発掘調査事業【再掲】	埋蔵文化財の試掘調査及び発掘調査を行い、報告書を発行する。	○					
8	継続	市内遺跡既往調査整理事業	既往の調査結果について整理・研究を行う。	○			○		
9	継続	発掘調査の現地見学会【再掲】	発掘調査成果について、市民への見学会を開催する。	○					

関連文化財群② 交流と物流に関わる文化財群

【概要】

砺波平野の穀倉地帯を背負い、小矢部川と庄川による水運と河口に位置しながら洪水の影響を受けにくい台地のある伏木という天然の良港を有する高岡市域では、縄文時代から現代まで多くの人とモノが行き交ってきた。

石塚遺跡では糸魚川産のヒスイを山陰・近畿の製作技術で加工する弥生時代の勾玉の工房が発見され、桜谷古墳から百済や畿内との関係を示す金具などが出土するなど、日本海を通じた交易・交流を示している。律令制度によって西山丘陵沿い（山根道）は官道として駅が整備され、能登と放生津へ向かう海浜道や小矢部川、庄川の舟運、そして海路と様々な交流の「みち」に恵まれた地勢であった伏木は、8世紀ごろより越中国府の所在地として政治・経済・文化の中心地となった。

鎌倉時代後半に気候変動によって海面が下ると、伏木の港湾機能、すなわち軍事的・経済的機能が低下し、守護所は伏木から放生津に移ったが、小矢部川左岸は、毎月、日を決めた定期市が開催されるなど水陸交通の要衝であり消費地であった。また俱利伽羅峠から木舟 - 戸出 - 中田 - 水戸田と越中西部を最短距離で横切る戸出・中田往来が発達し、木舟には城下町が広がった。

小矢部川右岸は左岸のような市はなかったが、天正14年（1586）、守山城に入城した前田利長が篠川村（笹川）に楽市楽座の新しい定期市を設置した。やがて北陸道を小矢部川右岸に移すと小矢部川左岸の市場は衰微した。その後、利長は一大穀倉地帯である砺波平野と高岡町・木町・伏木等をつなぐ水運・陸路の要衝に高岡城を築き、続く利常は高岡城の廃城後に町内外を縦横に結ぶように発達した流通・往来システムを構築した。こうして高岡町は米や綿などの取引を掌握し、物資の集散地として加賀藩の経済流通の一翼を担い発展した。北前船が登場すると伏木は大坂をはじめとした全国の港と越中の窓口となり、北海道交易では砺波平野へニシン肥料、北海道へ米、藁、釜などを取引して栄えた。

近代になると、冬に輸送できない北前船より安全・大量・低廉な汽船の需要が高まり、藤井能三が中心となって日本で最初の西洋式灯台や私立測候所の建設などの近代港湾化を進め、また、伏木から城端（南砺市）まで民営の中越鉄道を開通させて小矢部川の舟運を陸運に変えるなど県内でいち早くインフラの近代化を行った。

伏木は物資の移出入港、中越鉄道は富山県西部の大動脈となり、高岡は中継駅として富山県の貿易と産業の発展に貢献した。明治40年（1907）の北陸人造肥料株式会社をはじめとして第一次大戦の好景気に乗じて伏木に大工場が並び臨海工業地帯が形成された。水力発電による低廉な電力加え、大型貨物船が着岸でき鉄道が整っている伏木港の海陸運輸の利便性に優れた立地によるものであった。

これらは交通の要衝として発展してきた歴史を物語る文化財群である。

構成文化財

番号	種類	名称	時代	指定等
1	遺跡	石塚遺跡	弥生・古墳	
2	遺跡	桜谷古墳	古墳	国指定
3	考古資料	桜谷古墳出土品	古墳	
4	遺跡	越中国府関連遺跡	古代	
5	遺跡	木舟城跡	中世	県指定
6	遺跡	石名田木舟遺跡	古代・中世	
7	古文書	木造篠河村市場制札	近世	県指定
8	古文書	前田利長公御親書	近世	市指定
9	建造物	旧秋元家住宅	近代	市指定
10	古文書	秋元家文書	近代	

11	古文書	八坂家文書	近代	
12	建造物	旧伏木測候所	近代	国登録
13	建造物	高岡商工会議所伏木支所	近代	国登録
14	建造物	棚田家住宅	近代	国登録
15	伝統的建造物群	吉久伝統的建造物群保存地区	近代	国選定
16	伝統的建造物群	戸出の町並み	近代	
17	伝統的建造物群	中田の町並み	近代	
18	伝統的建造物群	福岡の町並み	近代	
19	遺跡	山根道	近世	
20	遺跡	北陸道		
21	遺跡	戸出・中田往来		
23	遺跡	中越鉄道	近代	
24	名勝地	小矢部川		
25	名勝地	千保川		
26	名勝地	庄川		

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・ 原始や古代における交流と物流についての研究が進んでいない。
- ・ 北前船関係の資料の調査が不足している。
- ・ 街道沿いの町並みや石造物等が失われつつある。
- ・ 交通網の歴史は現代の集落の歴史につながっているが、住民に十分に理解されていない。

【方針】

- ・ 原始や古代における交流と物流の研究を進める。
- ・ 北前船関連の資料の収集及び把握されている資料の調査を行う。
- ・ 街道沿いの文化財の現状の確認を行い、必要に応じて文化財の指定等を行う。また、街道の町並みの保全に向けた整備を行う。
- ・ 戸出、中田、福岡、立野、吉久など街道沿いに栄えた町を中心に地域の歴史を学ぶ場を創出する。

【措置】

措置一覧（関連文化財群② 交流と物流に関わる文化財群）

No.	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	市内遺跡発掘調査事業【再掲】	埋蔵文化財の試掘調査及び発掘調査を行い、報告書を発行する。	○					
2	継続	市内遺跡既往調査整理事業【再掲】	既往の調査結果について整理・研究を行う。	○			○		
3	継続	地域資料継承支援事業【再掲】	産学官連携によって、地域資料（古文書等）の把握調査を行う。	○			○		
4	新規	地域資料目録作成事業【再掲】	把握した地域資料の中から、目録作成を行う。	○			○		
5	新規	北前船資料調査事業	把握した北前船関連資料の調査を行う。	○			○		
6	継続	北前船資料館における企画展示	北前船資料館で企画展示を行う。	○					
7	継続	文化財の指定、選定、登録【再掲】	指定等文化財の指定・選定・登録を行い、保存を図る。	○	○				
8	継続	市内町家等再生事業【再掲】	経年劣化や損傷がみられる町家を歴史的風致形成建造物に指定し、その修理に支援する。	○	○				
9	継続	県道岡・笹川線道路整備事業	照明設備及び電柱の修景整備を行う。また、道路管理者においてカラー舗装等の整備を行う。	○		○			
10	継続	吉久伝統的建造物群保存地区保存修理事業	吉久における伝統的建造物の修理、修景事業の実施。	○	○				
11	継続	吉久地区道路修景整備事業	吉久の町並みに調和した道路修景事業を行う。	○		○			
12	継続	公民館・学校への出前講座【再掲】	出前講座等で地域の文化財の魅力を発信する。	○					

関連文化財群③ 大伴家持と越中万葉に関わる文化財群

【概要】

越中国府は、現在の伏木に置かれた。伏木からは緑釉陶器や古代瓦、硯などの遺物が出土しているほか、「大伴」や「東館」等の字名など、国府を物語る有形・無形の文化財が残されている。

天平18年(746)、国守として越中国府に赴任した大伴家持は、中央における藤原氏と橘氏との政争の中で、東大寺建立事業の主導権を握るため、越中国での東大寺墾田地確保の重責を負ってきたと言われている。また、『万葉集』の編纂に重要な役割を果たした歌人でもあり、自作の歌479首をその中に残している。越中在任中の5年間に詠んだ自身の歌223首を含め、越中に関わりのある歌337首が『万葉集』に収められており、大和を中心とする畿内に次ぐ万葉の故地となっている。これら337首の歌は後世になって「越中万葉」と呼ばれるようになった。

天平勝宝二年正月二日に国庁にて饗を諸の郡司等に給ふ宴の歌一種

あしひきの 山の木末の寄生木取りて 挿頭しつらくは 千年ほくとそ

とあるように万葉集は、当時の越中国府の様子を伺い知る貴重な資料となっている。また、

立山に 降り置ける雪を 常夏に 見れども飽かず 神からならし

馬並めて いざうち行かな 洪谿の 清き磯廻に 寄する波見に

雄神川 くれなるにほふ 娘子らし 葦附採ると 瀬に立たすらし

もののふの 八十少女らが 汲みまがふ 寺井の上の 堅香子の花

など高岡の自然の美しさや農作業の風景などが情感豊かに著されており、現在の高岡の風景からも当時の情景を見出すことができる。例えば葦附は、「上麻生のあしつきのり」として県の天然記念物に指定されている。また洪谿は現在も雨晴海岸の名で海越しに3,000m級の立山連峰が眺められる景勝地となっている。

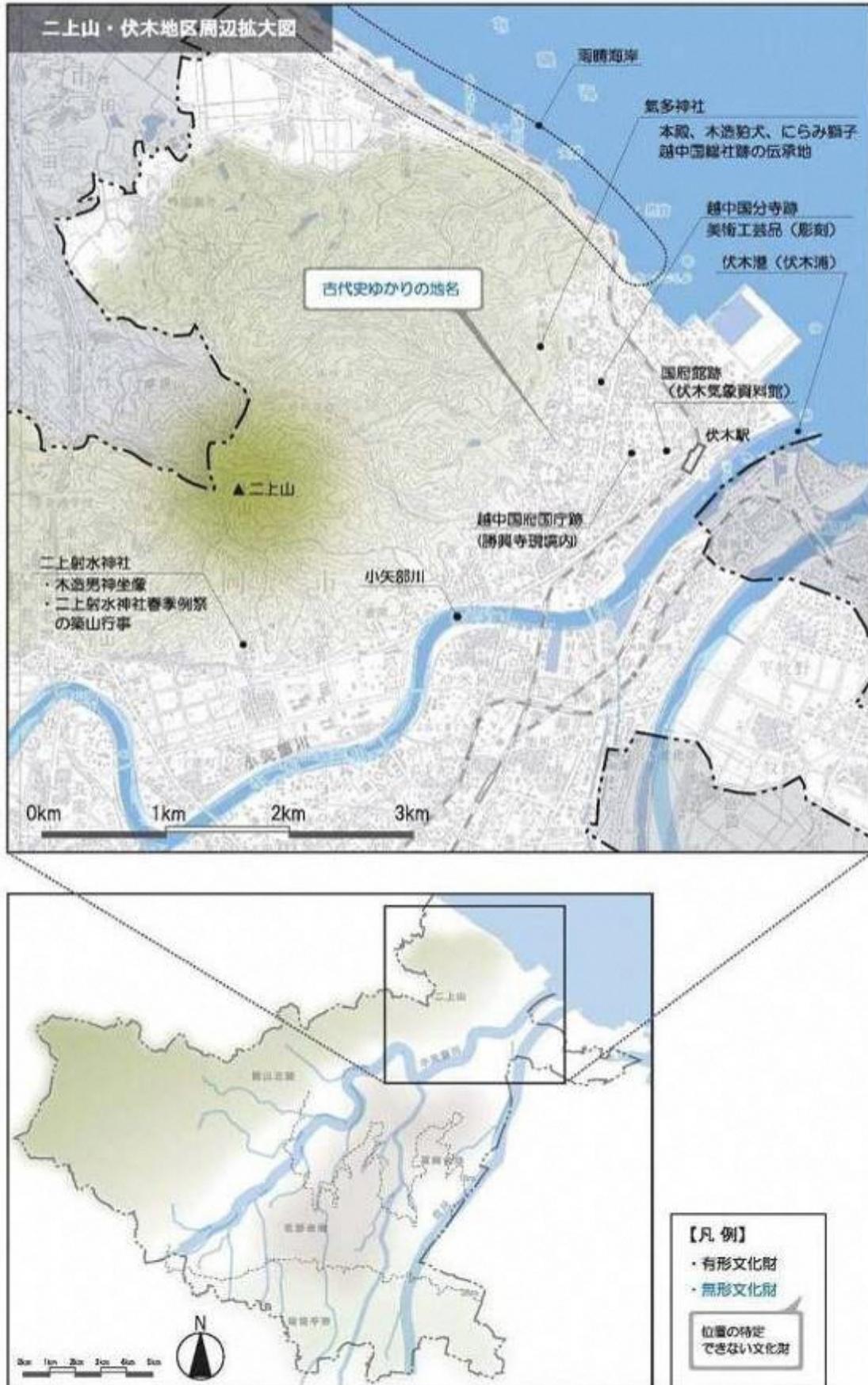
そのため、松尾芭蕉や与謝野晶子などの文人が北陸への旅において越中万葉の歌枕を訪ね、家持への思いを歌っている。家持が詠んだ洪谿は、松尾芭蕉の「おくのほそ道」に関係する優れた風致景観「おくのほそ道風景地-有磯海-」として国名勝に指定されている。

また、「天下の書府」と呼ばれた加賀前田家は、貴典籍を収集するだけでなく、研究も奨励していた。天和3年(1683)、5代当主前田綱紀は、射水郡の十村役に命じて万葉集の歌枕を調査させ、その成果は歌碑・故地碑の建立となって表れた。越中万葉故地であることを示す歌碑等の建立は、越中万葉故地の検証・保存への尽力につながった。万葉のふるさとを物語る文化財群である。

構成文化財

番号	種類	名称	時代	指定等
1	遺跡	越中国府関連遺跡	古代	
2	遺跡	越中国分寺跡	古代	県指定
3	その他	古代史関連地名		
4	その他	越中万葉		
5	名勝地	二上山		
6	名勝地	雨晴海岸		
7	名勝地	おくのほそ道の風景地-有磯海-		国指定
8	動物・植物・地質鉱物	上麻生のあしつきのり		県指定
9	動物・植物・地質鉱物	かたかご(カタクリ)群生地		
10	その他	歌碑		
11	典籍	万葉集の断簡(高岡市万葉歴史館)		

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・万葉集愛好家が高齢化している。また、開町 400 年記念事業以降、市民の万葉のふるさとに対する意識が低下している。
- ・越中国府関連遺跡の研究が十分でない。また、万葉集と連携した情報発信が少ない。
- ・あしつきのりやかたかご群生地など万葉集に詠まれた植物が自生する場所が減少している。

【方針】

- ・雨晴海岸や二上山などの景勝地の紹介や越中万葉かるた大会や万葉集全 20 巻朗唱の会など通じて万葉集に触れる機会を増やす。
- ・越中国府関連遺跡の既往の調査結果を整理し、万葉集研究と発掘調査の成果などを合わせて、越中万葉をよりイメージしやすくし、市民の郷土愛を醸成するような情報発信を行う。
- ・植栽方法の講座など情報発信を行い、万葉植物の普及を推進する。

【措置】

措置一覧（関連文化財群③ 大伴家持と越中万葉に関わる文化財群）

No.	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	越中万葉かるた大会の開催	高岡古城ライオンズクラブが開催する越中万葉かるた大会の開催。			○	○		
2	継続	高岡万葉まつり事業【再掲】	万葉集全 20 巻朗唱の会、芸能発表、万葉茶会など多彩な万葉関連行事を通して「万葉のふるさと高岡」を PR。	○		○	○		
3	継続	万葉歴史館調査研究事業	広く万葉集関係資料・文献等の調査研究を行う。	○					
4	継続	市内遺跡発掘調査事業【再掲】	埋蔵文化財の試掘調査及び発掘調査を行い、報告書を発行する。	○					
5	継続	市内遺跡既往調査整理事業【再掲】	既往の調査結果について整理・研究を行う。	○			○		
6	継続	万葉歴史館における企画展示	万葉歴史館で企画展示を行う。	○					
7	継続	埋蔵文化財センターにおける企画展示	万葉歴史館と連携した企画展示を行う。	○					
8	継続	上麻生のあしつきのり管理支援	あしつきのりの管理をしている中田地区記念物保存会を支援する。	○		○			
9	継続	かたかご（カタクリ）植栽支援	かたかごの球根の配布や植栽方法の講座を行う。	○		○			
10	継続	万葉植物の普及	市の花（かたかご）・花木（さくら）・木（つまま）の植栽の推進。	○					

関連文化財群④ 大寺院と仏教文化に関わる文化財群

【概要】

伏木で発見された北陸最古級の寺（御亭角廃寺）や、福岡町の石名田木舟遺跡で出土した型押しで阿弥陀三尊像を浮き上がらせた粘土板など奈良時代から平安時代にかけて仏教の広がりが確認されている。寺院の建立に合わせて当時の先端である都の知識や技術が越中にもたらされた。国分寺の名が残る国分寺薬師堂には、傷みが激しいものの平安時代の等身大の天部像が伝えられており、往時の寺院の大きさをしのばせる。

鎌倉時代には守護所の武士や荘園領主などによって時宗や浄土宗が広まったが南北朝の争いの中で衰退していった。一方で、禅宗が広まり、西山丘陵沿いや二上山を中心に多くの寺院が建立された。これらの寺院には多くの文化財が伝わっている。中でも国泰寺は、後醍醐天皇から京都南禅寺と同格の勅願所とされたとし、戦乱によって荒廃するも法灯を守り続け、二上山の縁に巨大な伽藍を有する国泰寺派大本山として修業の場となっている。

室町時代、浄土真宗は中興の祖とされる本願寺8世蓮如によって畿内から北陸へと教線を広げていった。現在も市内の寺院の6割以上が浄土真宗である。越中一向一揆勢力の代表であった勝興寺は、伏木古国府へと移り、西本願寺、前田家、公家などとも関係を深め、繁栄した。現在、壮麗な本堂、土墨と濠を巡らした境内地、江戸時代から変わらない伽藍が残り、「紙本金地著色洛中洛外図六曲屏風」などの宝物が残されている。

前田利長によって高岡城と城下町が築かれると、城の防御のため郊外の寺院が町中へ移転させられた。また、加賀前田家3代当主利常は、前田利長の菩提を弔うため菩提寺瑞龍寺を大改修し、加賀藩の功労者の菩提を弔うにふさわしい威容を今に伝えている。

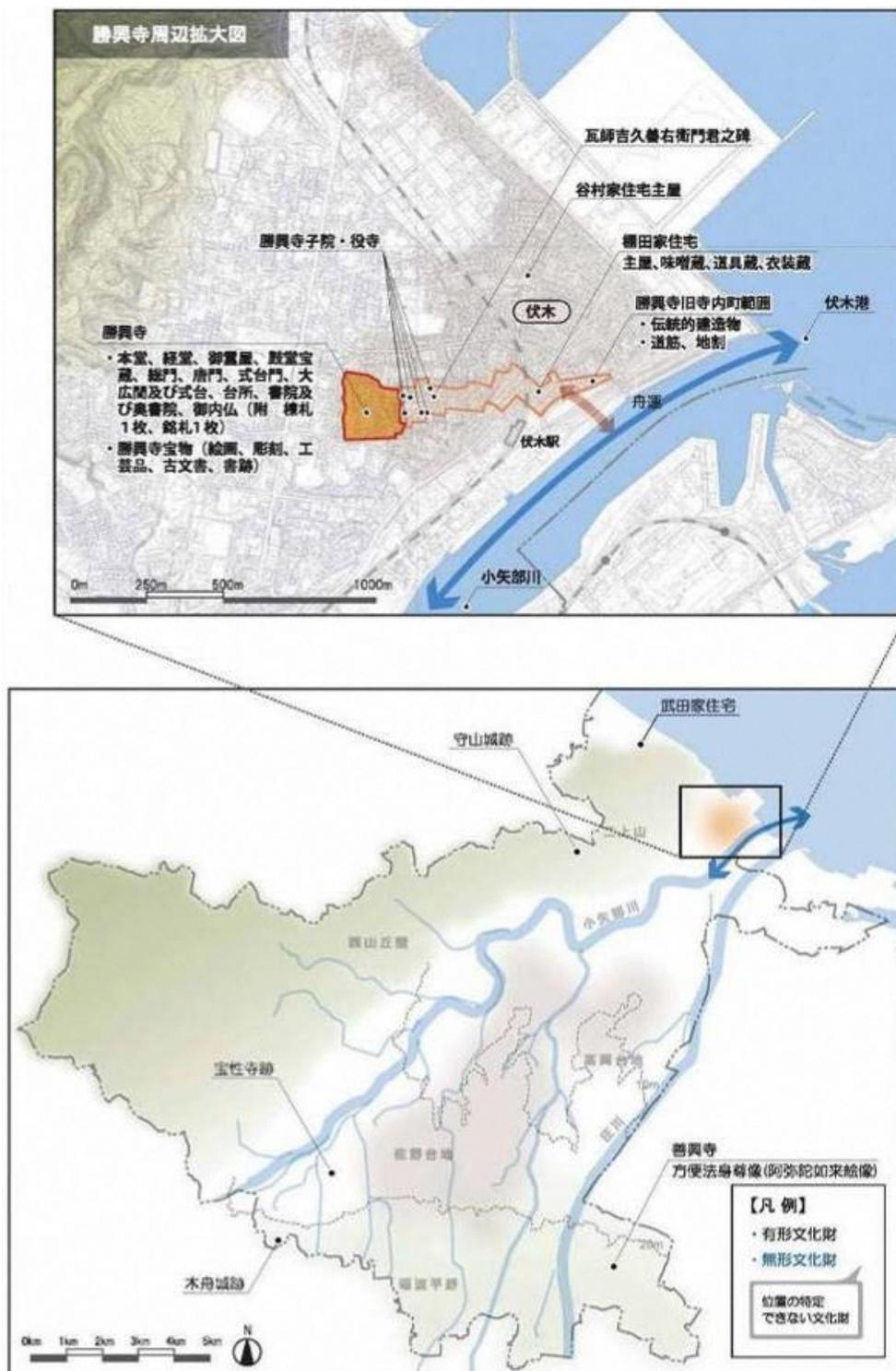
市内では幾度か大火があったものの、戦中に空襲による被害がなく、国泰寺や勝興寺、瑞龍寺といった大伽藍、仏像や仏画といった文化財が多く残されている。また、浄土真宗をはじめとして仏教が盛んであったことにより、銅器や漆器、仏壇など産業振興に大きな影響を与えた。仏教文化だけでなく市の歴史と産業を物語る文化財群である。

構成文化財

番号	種類	名称	時代	指定等
1	遺跡	御亭角廃寺跡	古代	
2	考古資料	八葉単弁瓦	古代	
3	考古資料	石名田木舟遺跡埴仏	古代	
4	遺跡	越中国分寺跡	古代	県指定
5	彫刻	伝越中国分寺木造天部像	古代	
6	彫刻	木造男神坐像	中世	国指定
7	彫刻	木造千手観音坐像	中世	国指定
8	建造物	国泰寺山門他	近世	
9	歴史資料	国泰寺宝物	近世・近代	
10	建造物	勝興寺本堂、大広間及び式台	近世	国指定（国宝）
11	建造物	勝興寺経堂他9棟	近世	国指定
12	絵画	紙本金地著色洛中洛外図屏風	近世	国指定
13	歴史資料	勝興寺宝物	中世・近世	県指定
14	古文書	勝興寺下張り文書	近世・近代	
15	建造物	瑞龍寺（仏殿・法堂・山門）	近世	国指定（国宝）
16	建造物	瑞龍寺総門他6棟	近世	国指定
17	歴史資料	前田家寄進の宝物	近世	県指定
18	絵画	紙本著色一塔両尊像、日蓮増、鬼子母神羅刹女像、絹本着色三十番神像	近世	国指定
19	絵画	絹本著色日蓮宗本曼陀羅図	近世	県指定

20	絵画	紙本著色釈迦十六善神像	中世	市指定
21	彫刻	木造烏菟沙摩明王立像	近世	県指定
22	彫刻	木造観世音菩薩立像	中世	県指定
23	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	中世	県指定
24	彫刻	木造文殊菩薩坐像	中世	県指定
25	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	中世	市指定
26	彫刻	木造聖観世音立像	中世	市指定
27	彫刻	木造阿弥陀如来立像	中世	市指定
28	彫刻	木造毘沙門天立像	中世	市指定
29	工芸品	鉄鉢	中世	市指定

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・瑞龍寺や勝興寺の宝物のような指定等文化財以外の仏像や仏画など未指定の美術工芸品の研究が不足している。
- ・寺院には貴重な文化財が多く残されており、地域と関わるものも少なくないが、地域への周知は十分でない。
- ・御亭角廃寺や越中国分寺など越中の仏教遺跡に関する研究が十分でない。

【方針】

- ・寺院が所蔵する仏像や仏具等について目録の作成等、調査を進めていく。
- ・公開に対する支援等、寺院の文化財を地域が理解し、支える体制づくりを進める。
- ・御亭角廃寺や越中国分寺について既往の調査資料を把握するとともに、遺跡の範囲や遺存状況の確認等、調査を実施する。

【措置】

措置一覧（関連文化財群④ 大寺院と仏教文化に関わる文化財群）

No.	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	新規	寺院所蔵の美術工芸品の調査	寺院所蔵する仏像や仏具等の把握調査を実施する。	○			○		
2	継続	地域の歴史文化資産調査支援事業【再掲】	地域が専門家とともに行う美術工芸品の文化財調査を支援する。	○	○	○	○		
3	継続	市内遺跡発掘調査事業【再掲】	埋蔵文化財の試掘調査及び発掘調査を行い、報告書を発行する。	○					
4	継続	市内遺跡既往調査整理事業【再掲】	既往の調査結果について整理・研究を行う。	○			○		
5	継続	文化財の公開	寺院所蔵する美術工芸品や建造物の公開に対し支援を行う。	○	○				
6	継続	勝興寺公開活用事業	宝物修理を進めるとともに、インバウンド対応等に向けた情報コンテンツ整備を図る。	○	○		○		

関連文化財群⑤ 祭礼行事に関わる文化財群

【概要】

加賀前田家は武士や農民が奢侈に流れるのを憂い、極端なまでに勤儉節約を強要した。一方で、春秋の祭りは思う存分行わせた。娯楽施設に恵まれない多くの住民にとって祭礼は、神に感謝と祈念を込める行事であるとともに年に数度しかないレクリエーションであり、情熱が注ぎ込まれた。

村や小さな町では獅子と獅子あやし(天狗、シシトリ、キリコなど)、囃子方などで演じられる獅子舞が行われた。また、大きな町になると風流ふうりゅうと呼ばれる大掛かりな催し物が行われた。その代表的なものが高岡御車山祭である。

高岡御車山祭は、彫金・漆工・染織など高岡の伝統工芸の粋を集めた豪華な装飾が施された御車山をはじめ、祭礼のしきたり(巡行路や装束、宵山、囃子、所望等)、町のしつらえ、古文書など、近世からの伝統的な祭りの歴史を今に伝える文化財が残る。また、御車山の構造などが神霊を迎える依代としての古い形式を伝える点について民俗学的な価値を高く評価されている。

春秋の祭り以外にも、田祭り、虫送りといった豊作祈願のほか、金屋町の御印祭ごいんさいや木町の御書祭ごしょまつりなど開町の祖前田利長への報恩感謝、千保川・庄川の洪水予防など様々な祭礼が行われている。獅子舞は、現在も市内に広く分布し、それぞれ地域の宝として伝承されている。

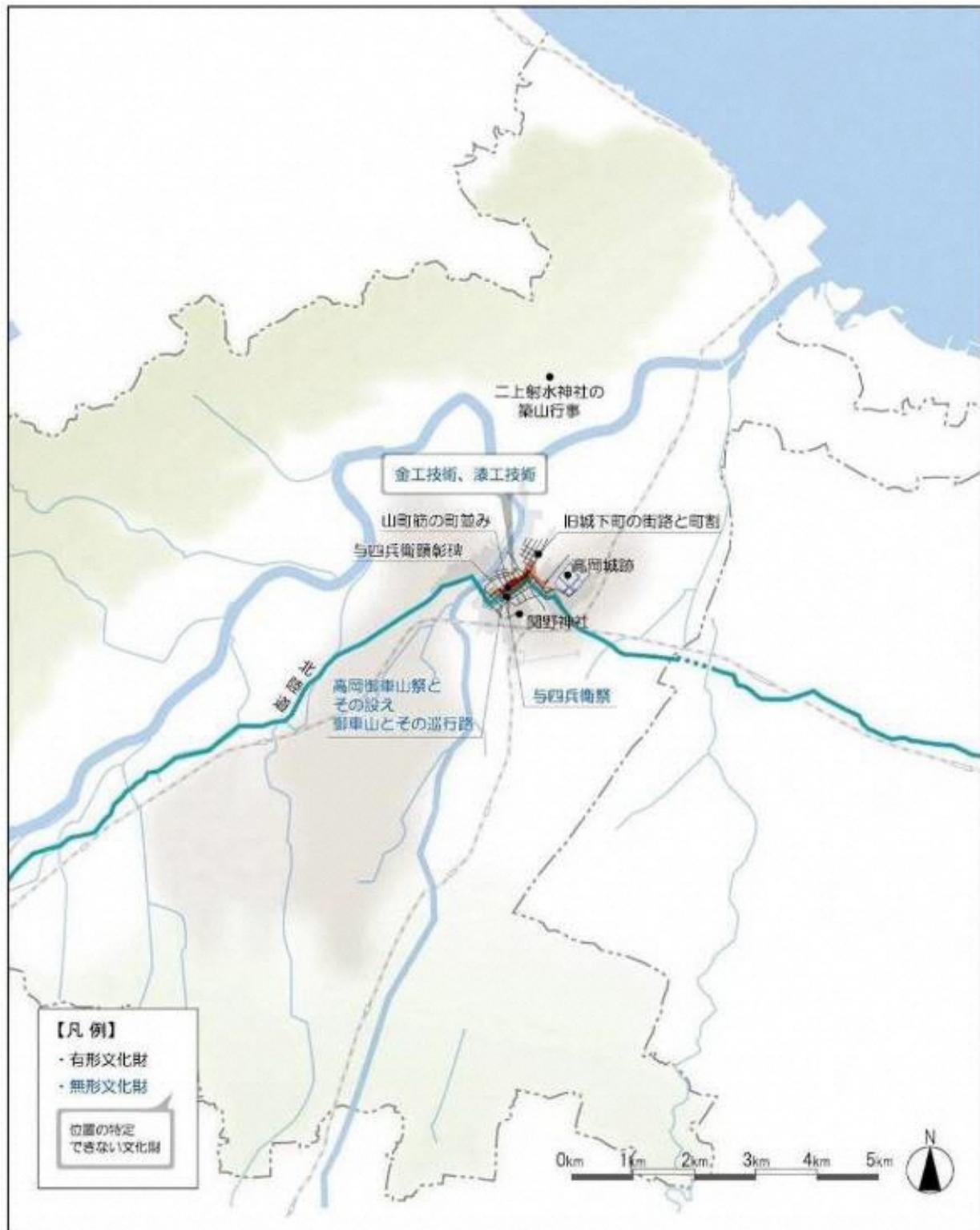
また、左義長や地蔵祭など地域に応じた年中行事が行われている。なかでも福岡地区では、地蔵祭りに野菜などを動物などに見立てて「つくりもん」として供え、現在は観光名物となっている。

これらの祭礼や年中行事は、時代の流れの中で形を変えながらも、今日まで古くからの精神や作法等を伝えており、人々の生活や信仰の推移を物語る文化財群である。

構成文化財

番号	種類	名称	時代	指定等
1	建造物	二上射水神社	近世	
2	民俗文化財	二上射水神社の築山行事	中世	県指定
3	建造物	高岡関野神社	近世	
4	民俗文化財	高岡御車山	近世	国指定
5	無形の民俗文化財	高岡御車山祭の御車山行事	近世	国指定
6	工芸品	高岡御車山	近世	県指定
7	古文書	御車山文書	近世	市指定
8	建造物	氣多神社	中世	国指定
9	無形の民俗文化財	氣多神社のにらみ獅子	近世	市指定
10	建造物	伏木神社	近代	
11	無形の民俗文化財	伏木神社春季例大祭の祭礼行事	近世	市指定
12	無形の民俗文化財	獅子舞	近世・近代	
13	無形の民俗文化財	御印祭	近世	
14	無形の民俗文化財	地蔵祭		
15	無形の民俗文化財	つくりもん祭り	近代	

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・高齢化等により祭礼行事等の担い手が減少し、行事の継承が難しい地域が出ている。
- ・祭礼行事は担い手の意識の変化によって変わっていくものであるため、現状の把握が必要である。
- ・高岡御車山をはじめ、祭礼行事等に用いる衣装・用具等の修理を行う必要がある。

【方針】

- ・指定文化財となっている祭礼行事に支援するとともに獅子舞などを披露する発表会を開催し、祭礼行事に興味を持つ人を増加させ、ひいては担い手の増加を図る。
- ・所有者、地域とともに祭礼行事等の記録化を進め、保存と伝承に努める。
- ・文化財保存団体が行う衣装・用具修理や保存継承活動への支援を行う。

【措置】

措置一覧（関連文化財群⑤ 祭礼行事に関わる文化財群）

No.	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	祭行事・イベント振興事業	高岡市内でも中核となる祭行事へ支援する。	○					
2	継続	高岡御車山会館における展示	高岡御車山会館で高岡御車山の魅力を紹介する。	○	○	○			
3	継続	獅子舞大競演会開催事業	市中心市街地において獅子舞に触れる機会を創出する。	○	○	○			
4	継続	文化財等修理補助事業【再掲】	文化財の保存修理を行うことで高岡の伝統技術の継承を図る。	○			○		
5	継続	高岡御車山保存修理事業	「高岡御車山」の修理を実施する。	○	○		○		
6	継続	地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業	地域伝統行事の伝承のため用具修理などへ補助する。	○	○	○	○		
7	継続	コミュニティ助成事業	地域の祭礼・年中行事などの地域文化やコミュニティ活動を支援する。	○		○			
8	継続	民俗文化財記録保存事業	無形の民俗文化財の記録作成を行う。	○	○	○			

関連文化財群⑥ 商工業のまちの成立と繁栄に関わる文化財群

【概要】

加賀前田家2代当主利長は、慶長10(1605)年、弟の利常に家督を譲り自らは富山城に隠居した。しかし、富山城を火災で失ったため、慶長14(1609)年高岡城を築城し、城下町を開いた。利長は、北陸道のルートを変え、城下に人・モノが集まる経済都市としての発展を図った。利長の死後、一国一城令が布告されわずか5年で廃城となった後は、家臣団が金沢に引き上げたため、急速にさびれ始めた。

3代当主利常は、高岡町人の他所への転出を禁じ、布御印押人を設置して麻布の集散地とし、魚問屋を創設して越中全域の魚介類を管理させるなどの振興策を行った。さらに米場と綿場の設置によって加賀藩の商業流通の一翼を担い、高岡町の経済的な隆盛をもたらした。

米場は、寛文年間(1661~73)に創設されたとされ、3万石を超える米が武士への給料として払い出されるなど大量の米が高岡を中心に集散された。綿場は、寛永11(1671)年に設置され、文政7(1824)年には加越能三国で綿半場の独占権を与えられると綿取引は高岡に集中し、高岡町の経済発展に大きく寄与した。

高岡は問屋業が発達し、職人たちと協力して商品開発を行い、販路を広げていった。高岡町の中心地である山町には、北前船交易によって財を成した商人などが店を構えるなど入れ替わり、活気に満ちていた。

明治になると近世に蓄えた資本を銀行や工場などの産業基盤、港湾や鉄道などのインフラに投資し、工芸学校などの実業学校を誘致するなど、日本海側でもいち早く近代化に努めた。明治33(1900)年の高岡大火後、防火構造として重厚な土蔵造りで復興した山町筋からは高岡町人と近代化の歴史を示す。

明治6年(1883)に石川県から現在の富山県が分県する際、富山と高岡の有力者たちは「富山市ニハ県庁ヲ置キ、永ク県治総括ノ地」とし、「商業ノ事ニ至リテハ高岡市之レニ任シ」と地域の発展を目指す協定を約束した。やがて国家総動員体制によって産業再編成が強行されるまで、高岡は富山県における産業経済の中心であった。

空襲による市街地の被害がなかったことから戦後の復興も早く、昭和26年(1951)、高岡古城公園を会場に高岡産業博覧会を開催し、50日間の会期中に62万人を超える来場者を集めるほどであった。

昭和40年(1965)の県内初の公営市場である高岡市総合卸売市場(現高岡市地方卸売市場)の建設や昭和47年(1972)の高岡問屋センター設立など行政と連携して卸売業の近代化を図っている。

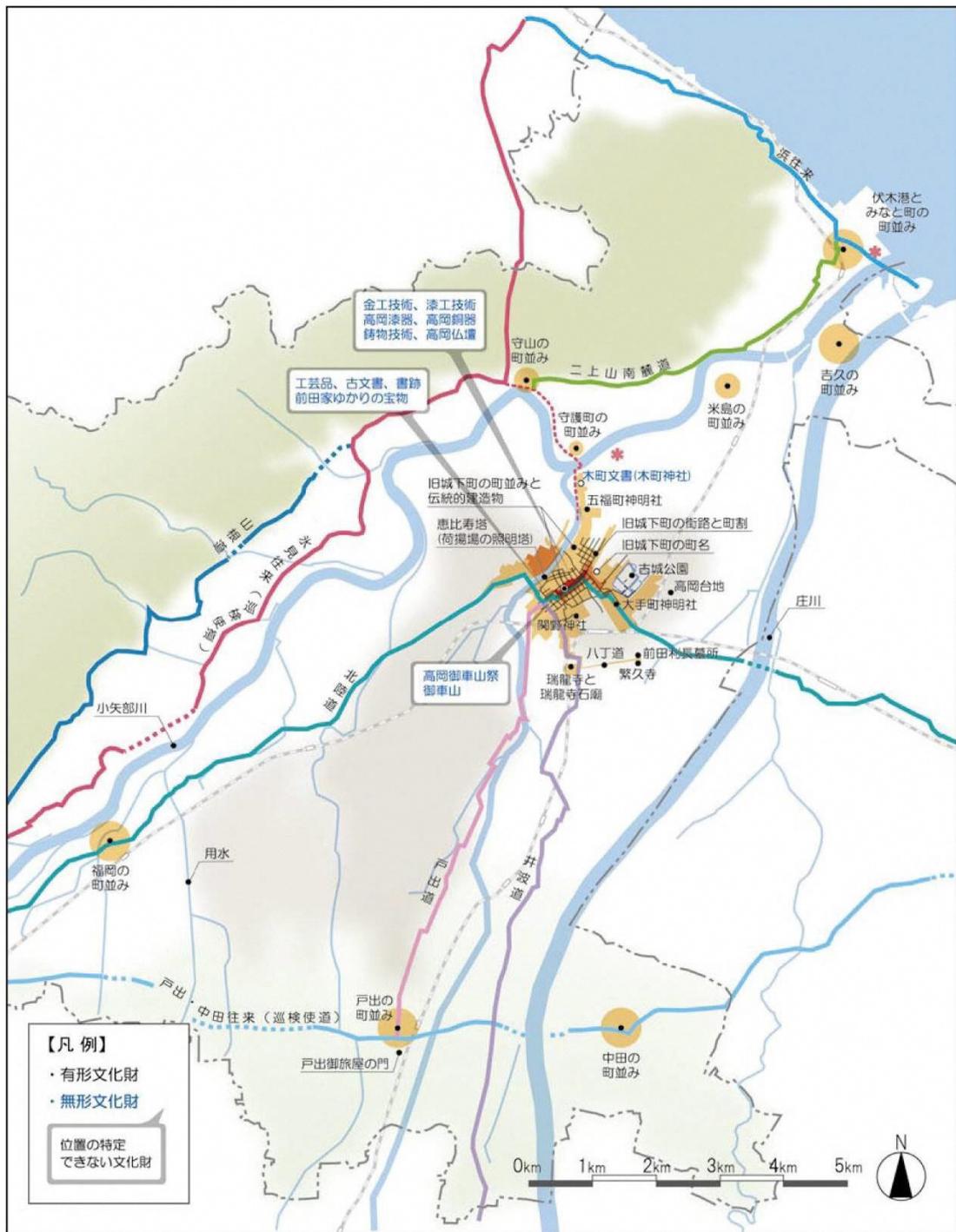
また、昭和41年(1966)、日本国有鉄道と地域が共同建設する民衆駅方式で高岡駅(高岡ステーションビル)を建設し、さらに4年後の昭和45年(1970)には北陸初の地下街を整備した。当時地下街の多くは大都市のみであり、人口16万人の高岡に北陸の商都の気概が感じられる。高岡町の気風を伝える文化財群である。

構成文化財

番号	種類	名称	時代	指定等
1	遺跡	守山城跡	中世	市指定
2	遺跡	高岡城跡	近世	国指定
3	古文書	前田利長公御親書	近世	市指定
4	古文書	利長文書	近世	市指定
5	伝統的建造物群	山町筋伝統的建造物群保存地区	近代	国選定
6	建造物	菅野家住宅	近代	国指定
7	建造物	筏井家住宅	近代	県指定
8	建造物	旧室崎家住宅	近代	市指定
9	伝統的建造物群(建築物)	旧高岡共立銀行	近代	市特定
10	建造物	旧秋元家住宅	近代	市指定

11	古文書	御旅屋古図	近世	市指定
12	古文書	明和八年製高岡町図	近世	市指定
13	古文書	前田利長書状	近世	市指定
14	遺跡	加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）	近世	国指定
15	遺跡	瑞龍寺の石廟	近世	県指定
16	建造物	五福町神明社本殿	近世	市指定
17	建造物	大手町神明社拝殿	近世	市指定
18	遺跡	北陸道		
19	建造物	高岡市立博物館	現代	
20	建造物	恵比寿塔	近代	

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・守山城跡や高岡城跡、前田利長墓所、山町筋伝統的建造物群保存地区など高岡町の成立に関わる文化財の調査・整備が不十分である。
- ・高岡築城の開町時期に比べ、高岡商人の調査研究が進んでいない。特に高岡町と北前船の関係が不十分である。
- ・高岡が飛躍した近代の歴史について、市民の認知度が十分でない。

【方針】

- ・守山城跡や高岡城跡、前田利長墓所、山町筋伝統的建造物群保存地区などの調査・整備を進める。
- ・北前船関連の資料の収集及び把握されている資料の調査を行い、高岡町との関係を研究する。
- ・高岡商人に関する文化財の活用を図り、近代の高岡の歴史について分かりやすく周知を行う。

【措置】

措置一覧（関連文化財群⑥ 商工業のまちの成立と繁栄に関わる文化財群）

No.	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	前田家関連史跡調査事業	守山城跡の詳細調査を進める。	○			○		
2	継続	高岡城跡保存活用事業	保存活用計画、整備基本計画に基づく保存整備事業を実施。	○	○		○		
3	継続	前田利長墓所保存活用事業	保存活用計画、整備基本計画に基づく保存整備事業を行う。	○			○		
4	継続	山町筋伝統的建造物群保存地区保存修理事業	山町筋における伝統的建造物の修理、修景事業の実施。	○	○				
5	継続	博物館資料収集事業	高岡の歴史・民俗・伝統産業関連の資料を中心に収集・保存を行う。	○					
6	継続	地域資料継承支援事業【再掲】	産学官連携によって、地域資料（古文書等）の把握調査を行う。	○			○		
7	新規	地域資料目録作成事業【再掲】	把握した地域資料の中から、目録作成を行う。	○			○		
8	継続	地域の歴史文化資産調査支援事業【再掲】	地域が専門家とともに行う美術工芸品の文化財調査を支援する。	○	○	○	○		
9	継続	博物館調査研究事業	収蔵資料の調査・整理・研究等を行う。	○					
10	継続	古文書調査事業【再掲】	中央図書館が所蔵する高岡史料の調査を行う。	○					
11	新規	高岡町人に関する調査事業	高岡の歴史文化の特徴である高岡町人について調査を進める。	○					
12	新規	「赤レンガ建物」利活用事業	山町筋伝統的建造物群保存地区内の旧高岡共立銀行について民間活力を活かし、文化財的価値の保存と交流拡大につながる機能の両立を図る。	○	○				

関連文化財群⑦ ものづくりに関わる文化財群

【概要】

弥生時代、石塚遺跡での玉づくりや、古代の東木津遺跡の漆工房、室町時代の宇多の刀など高岡市域では古くから優れたものづくりが行われた。

近世、高岡町は商人の町であり職人の町であった。家具や漆器のほか、染物、和傘などが生産されたが、最も特徴的なものは鋳物である。

高岡の鋳物業は、藩の保護や特権が与えられており、最初は、鍋・釜などの鉄器具類が作られていたが、やがて銅器を生産するようになった。高岡の商人は、広く販路を求めるとともに顧客の用など様々な情報を持ち帰り、鋳物師・細工師・仏具師らを結びつけ、需要に応じた様々な銅器を生産した。江戸時代後期には全国各地に販路を広げ、19世紀中頃からは海外貿易も行った。

明治時代には、金沢や富山などから彫金師達を吸収し、美術工芸のさらなる技術向上を図り、万国博覧会で賞を得る一方で、設備の近代化を図り、工業品として販路を拡大した。高岡産のニシン釜は、明治の北海道を支えたニシン肥料製造の必需品となり、現在も北海道各地に残されている。

漆器は幕末から明治にかけて勇助塗や錆絵、青貝塗、彫刻塗などの技法が生み出されて高岡の特産となった。染物は、近世以来の技法を工夫し、新しい色彩感覚と経済性を併せ持ち、昭和初期には京都を抑えて生産額全国一となった。さらに鋳物技術を活かしたアルミ産業は高岡の主要な産業のひとつとなっていく。

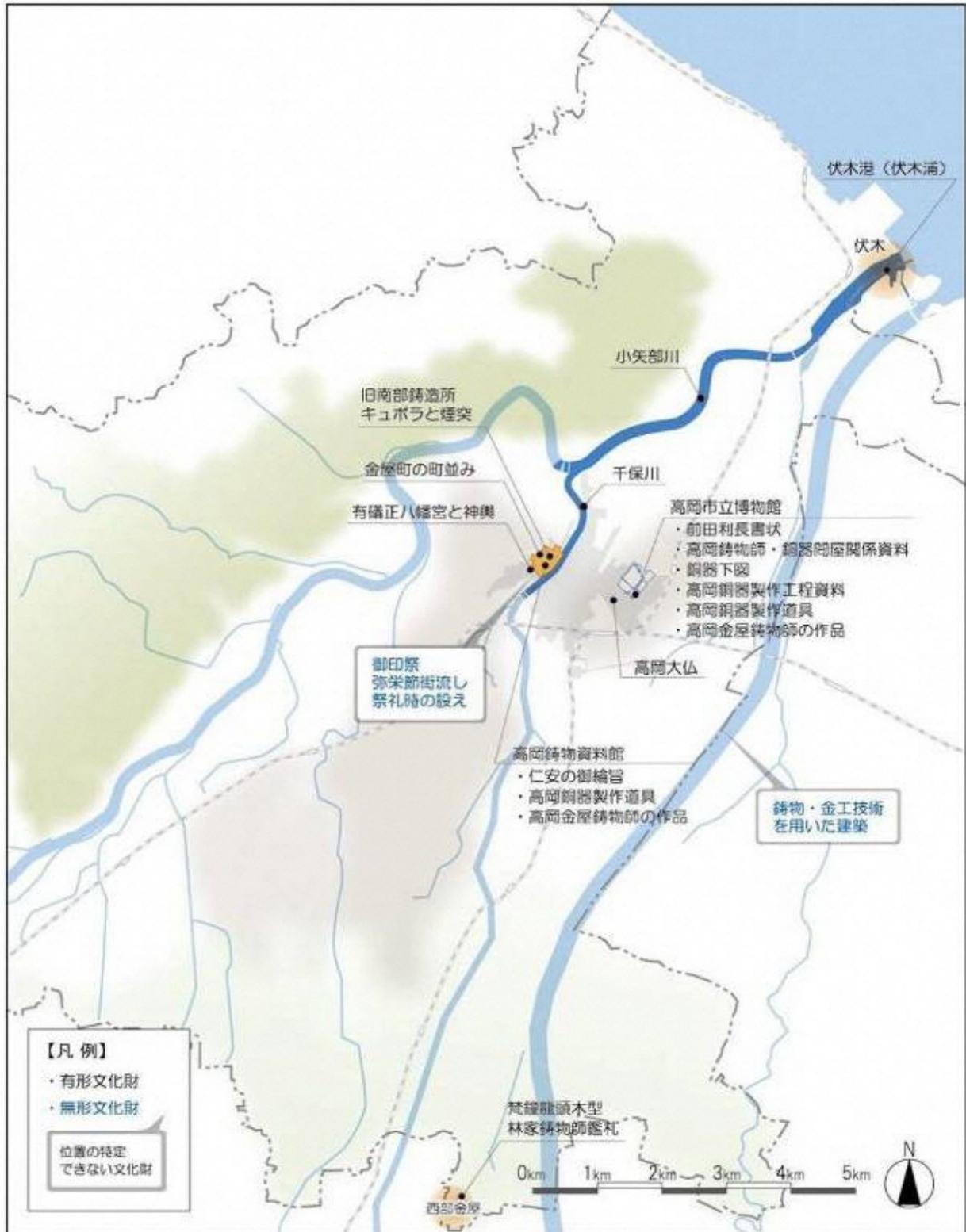
銅や綿など原料を産出せず、地理的に恵まれているとは言えない高岡において様々な産業が興るのは、高岡に人とモノが行き交い、ものづくり文化が根付いているからである。

市内には、鋳物師の町並みである金屋町をはじめとして鋳物や漆器の製作技術や道具類、工芸作品などがのこされている。ものづくりのまち高岡を象徴する文化財群である。

構成文化財

番号	種類	名称	時代	指定等
1	遺跡	石塚遺跡		
2	遺跡	東木津遺跡	古代	
3	工芸品	槍銘 宇多勝国	中世	市指定
4	伝統的建造物群	山町筋伝統的建造物群保存地区	近代	国選定
5	伝統的建造物群	金屋町伝統的建造物群保存地区	近代	国選定
6	古文書	仁安の御諭旨	近世	市指定
7	古文書	前田利長書状	近世	市指定
8	有形の民俗文化財	梵鐘龍頭木型	近世	市指定
9	有形の民俗文化財	高岡鋳物の製作用具及び製品	近世・近代	国登録
10	建造物	旧南部鑄造所（キュポラ・煙突）	近代	国登録
11	工芸品	時鐘	近世	市指定
12	工芸品	罅口	近世	市指定
13	工芸品	高岡御車山	近世	県指定
14	工芸品	有礮正八幡宮神輿	近世	市指定
15	工芸品	木蓮に小禽図飾金具	近世	市指定
16	工芸品	竹虎紋金銀象嵌罽	近世	市指定
17	工芸品	菊花文飾壺	近世	市指定
18	彫刻	銅造十千面観世音菩薩坐像	近世	市指定
19	彫刻	青銅随神像	近代	市指定
20	工芸品	武人文大香炉	近代	市指定
21	工芸品	麟鳳亀龍文金銀象嵌三段盛器	近代	市指定
22	工芸品	福寿文勇助塗飾棚	近代	市指定
23	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	近代	市指定
24	歴史資料	高岡捺染 笹原文次関係資料	近代	

構成文化財の分布状況



【課題】

- ・従事者の高齢化などによって担い手が不足し、事業継続が難しい事業者が出てきている。
- ・ものづくりのまち高岡を支えていくため、市民の意識醸成を図る必要がある。
- ・地場産業の販路拡大・付加価値向上など競争力の強化を図る必要がある。
- ・ものづくりのまち高岡の国内外への発信が不十分である。

【方針】

- ・伝統産業の高度・希少な技術の継承への支援や伝統技術を継承する人材養成を行う。
- ・学校における「ものづくり・デザイン科」事業等、優れた技術を持つ人々と市民の交流の機会を設け、ふるさとの伝統と誇りへの理解を図る。
- ・銅器・漆器・菅笠など伝統産業分野におけるブランド化や新製品開発、新技術・新素材の研究開発などを促進するとともに新たな販路の開拓やマーケティング強化に努める。
- ・ものづくり体験の観光活用や環境整備などを行い国内外へ魅力発信を行う。

【措置】

措置一覧（関連文化財群⑦ ものづくりに関わる文化財群）

No.	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	伝統工芸産業人材養成スクール事業【再掲】	伝統工芸産業に関わる人材に対し、技術習得を目的としたスクール事業を実施。	○					
2	継続	創業・事業継承支援補助事業【再掲】	ものづくりを中心とした創業、第二創業及び事業承継による新たな取り組み又は後継者人材育成の取り組みに対し、補助する。	○					
3	継続	文化財等修理補助事業【再掲】	文化財の保存修理を行うことで高岡の伝統技術の継承を図る。	○			○		
4	継続	デザイン・工芸センターの運営	デザイン・工芸センターの運営を行う。	○			○		
5	継続	高岡地場産業センターへの支援	高岡地場産業センターの運営を支援する。	○			○		
6	継続	ものづくり・デザイン科推進事業【再掲】	高岡市の伝統工芸について体験を通じた学習を行う。	○			○		
7	継続	文化財施設における展示・講座【再掲】	文化財施設において展示・講座を実施する。	○			○		
8	継続	金屋鋳物師町交流館整備事業	地域の鋳物関係者をはじめ様々な人の交流を促進し、伝統産業と地域の活性化を推進する。	○		○			
9	継続	工芸都市高岡クラフトコンペの実施	新しい産業工芸の動きを誘発するまち高岡を全国に発信し、商品開発や販路開拓つなげる。	○		○	○		
10	継続	金屋町伝統的建造物群保存地区保存修理事業	金屋町における伝統的建造物の修理、修景事業の実施。	○	○				
11	継続	工房見学・ものづくり体験の実施	伝統工芸技術を活かした工房見学やものづくり体験の実施などを行う。		○		○		
12	継続	ミラレ金屋町開催事業【再掲】	町家暮らしや伝統文化を体験する「ミラレ金屋町」を開催する。	○	○	○			
13	継続	新たな芸術・文化創造推進事業	歴史的建造物や町並みを活用し、伝統文化や現代的文化活動など本市の文化の多様性ともものづくり(アート&クラフト)を表現した交流イベントや歴史・文化の魅力を発信する。	○		○			

第9章 文化財の防災・防犯

文化財は、未来に渡って共有すべき貴重な財産であるが、災害等により失われる危険性がある。本市においても令和6年能登半島地震により多くの文化財に被害が出ている。文化財の防災・防犯については、将来像を実現するための「視点2 守る」に含まれ、第6章において記載するものであるが、ここで整理する。

1 文化財の防災・防犯に関する現状

(1) 地域防災計画等の位置づけ

高岡市地域防災計画は風水害・震災・津波・豪雪など様々な災害について、それぞれ災害発生前の災害予防計画と大規模災害時の災害応急対策計画が立てられている。災害予防計画では、国及び県指定等の文化財に対して、現状把握することと、災害時の対応を関係機関及び所有者等と事前に確認しておくとしている。それに基づき消防本部は、指定文化財の位置を把握し、消防活動規程に沿った措置を講じている。所有者等は防災設備の設置や点検整備を実施し、富山県及び高岡市はそれを奨励し、可能な限り支援を行うとしている。未指定文化財については、文化財の所在情報を得ながら、所有者等に対して日常の保存・管理方法や災害地の対応について支援や助言を行うとしている。

災害応急対策計画では、大規模災害時、施設利用者の安全確保を最優先とし、応急対策を行うこととし、市は文化財の被害状況を把握し、被害の軽減に努めることとしている。文化財に対しては、被害拡大の恐れのある場合、美術工芸品は施設からの搬出し、建造物や記念物は修理・修復まで現状維持できるよう応急的措置を行うとしている。

また、各種ハザードマップ（水害、地震、土砂災害、津波、ため池）のほか、海拔表示マップ（津波リスクの現地表示）、まるごとまちごとハザードマップ（水害リスクの現地表示）を作成しており、市民に周知している。

(2) 災害等の現状

ア 火災

本市が位置する北陸は、南に中部山岳を負い北に日本海を控え、フェーン現象が発生しやすい地形となっており、空気の乾燥により火災が発生しやすい土地である。戦国の争乱が落ち着き、高岡町が開かれて以後130年は大きな火災がなかったものの、その後明治維新までの130年の間に100戸以上が焼失した大火が高岡・伏木・戸出でも起こっている。中でも文政4年（1821）の大火は高岡で2,300余戸、明治11年（1878）の大火は高岡で2,000余戸を焼失している。また、同33年（1900）の高岡大火では当時の全戸数の約半数に当たる3,500余戸が焼失している。これを受けて当時の防火基準に従って土蔵造りの町並みが作られ、現在は山町筋伝統的建造物群保存地区となっている。消防施設が進歩した大正以降、大火はほとんどなくなっていく。令和5年（2023）の高岡市の出火率（市民1万人当たりの出火件数）は、1.8件と全国平均の3.1件を下回っている。

市内の文化財では平成26年（2014）8月、金屋町伝統建造物群保存地区内において、6棟が焼損（全焼4棟、半焼1棟、部分焼1棟）する火災が発生した。それを受けて、同地区は平成29年（2017）に防災計画を策定している。

市では、先述のとおり、消防本部において指定文化財の位置を把握し、消防活動規程に基づいた措置を講じるほか、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、指定文化財の建造物で防火訓練を実施している。



イ 水害

越中は河川が急流で雨量が多く、水害に悩まされてきた。越中の歴史は水との戦いの歴史である。本市は小矢部川と庄川（雄神川）の下流に位置し、長い歴史の中で度々大洪水があり、雄神川は流路を変え現在の小矢部川・庄川となっている。庄川は安貞2年（1228）から慶応2年（1866）までに72回の洪水記録が残されている。加賀藩は寛文10年（1670）から45年間を費やして庄川の流れをまとめる大工事を行い、「松川除」と呼ばれる堤防を築いた。これにより水害は大幅に減少したが、明和9年（1772）の大洪水をはじめとして融雪期の長雨や台風による水害は発生した。近代には明治29年（1896）や昭和9年（1934）、昭和51年（1976）の大洪水など甚大な被害があった。明治16年（1883）には内務省の直轄事業として庄川の河川改修工事が行われ、大正元年（1912）に小矢部川と庄川が完全に切り離された。小矢部川は庄川に比べると穏やかではあるが、大正8年（1919）や、昭和8年（1933）、昭和28年（1953）などの大洪水では甚大な被害を出している。近年は治水事業が進み、あまり被害は発生していないが、集中豪雨の発生頻度が増加しており注意を要する状況である。

ウ 雪害・風害

越中は雪国であるため大雪は珍しいことではないが、明治14年（1881）、同24年（1891）、昭和15年（1940）などは170 cmを超える積雪があり家屋の倒壊など被害があった。伏木で積雪225 cmを記録した昭和38年（1963）の豪雪や昭和56年（1981）の豪雪などは記憶する人も多い。近年は暖冬によりかつてのような豪雪はなくなってきているが、大雪により、平成30年（2018）には倒木による高岡城跡のき損や、令和4年（2022）には天然記念物の樹木のき損などが発生している。

強風による風害は、昭和25年（1950）のジェーン台風や同36年（1961）の第二室戸台風など強風による被害がある。文化財では、佐伯家住宅が平成16年（2004）の台風23号、瑞龍寺が平成28年（2016）の強風、平成30年（2018）の台風21号により屋根をき損した。令和5年（2023）7月の富山県西部で発生した線状降水帯による大雨では、武田家住宅や土蔵造りのまち資料館で雨漏りや浸水、高岡城跡では地盤の陥没が生じた。

エ 地震

越中は地震の少ない地域であり、貞観5年(836)に越中越後で地震の被害があったと記録にあるのははじめて、次の記録は720年後の天正13年(1585)の大地震である。この地震では木舟城が崩壊して城主家臣らは全員死去し、その城下町が滅亡するなど大きな被害があった。その後は他所の地震の余波であり、立山連峰の鳶山が崩れるなど大きな被害のあった安政5年(1858)大地震においても高岡では川原町で地割れが水や砂が噴出したものの、家屋の倒壊や人への被害は記録されていない。明治以降も地震による大きな被害はなく、観測データが整理されている大正8年(1919)以降、令和5年(2023)までの間で震度4以上を記録した地震は7回あり、うち震度5は昭和5年(1930)、石川県大聖寺付近で起きた地震のみである。なお、この地震では死者1名が出ている。平成19年(2007)3月に発生した能登半島地震では、富山県で震度5弱を記録し、前田利長墓所内区の石燈籠2基が倒れた。その際の記録では、過去の倒壊で部位が破損し、積み直しを行っていることが確認された。

令和6年(2024)1月1日に発生した能登半島地震では、本市において初めて震度5強を記録し、伏木地区を中心に大規模な液状化現象の影響などにより、公共インフラ等に甚大な被害があったほか、文化財では、建造物12件、遺跡4件、工芸品1件、伝統的建造物群で建物にき損が発生した。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)	—	7以上	民家破壊し、圧死者多数	—
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)	—	—	伏木・放生津小杉で潰家あり	—
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ごとく転倒す	(5~6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鳶・小崩壊、洪水流出家屋多し	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7		—

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」(宇佐美龍夫、1996年)において、1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。

オ 亡失・盗難等の現状

全国的に仏像などの美術工芸品の盗難や建造物への汚損被害が相次いでいる。高岡市内においては、過去に刀剣の所有者が亡くなったことによる、刀剣の亡失が生じている。また、仏像の盗難も1件生じている。無住の寺社や人口減少に伴う空き家の増加は、日常の防犯が行き届かず、文化財の盗難や汚損によるき損の危険性を増大させている。また、地域コミュニティの希薄化に加え、文化財に関心を持つ人が減少しているため、盗難や紛失に気付かない場合がある。

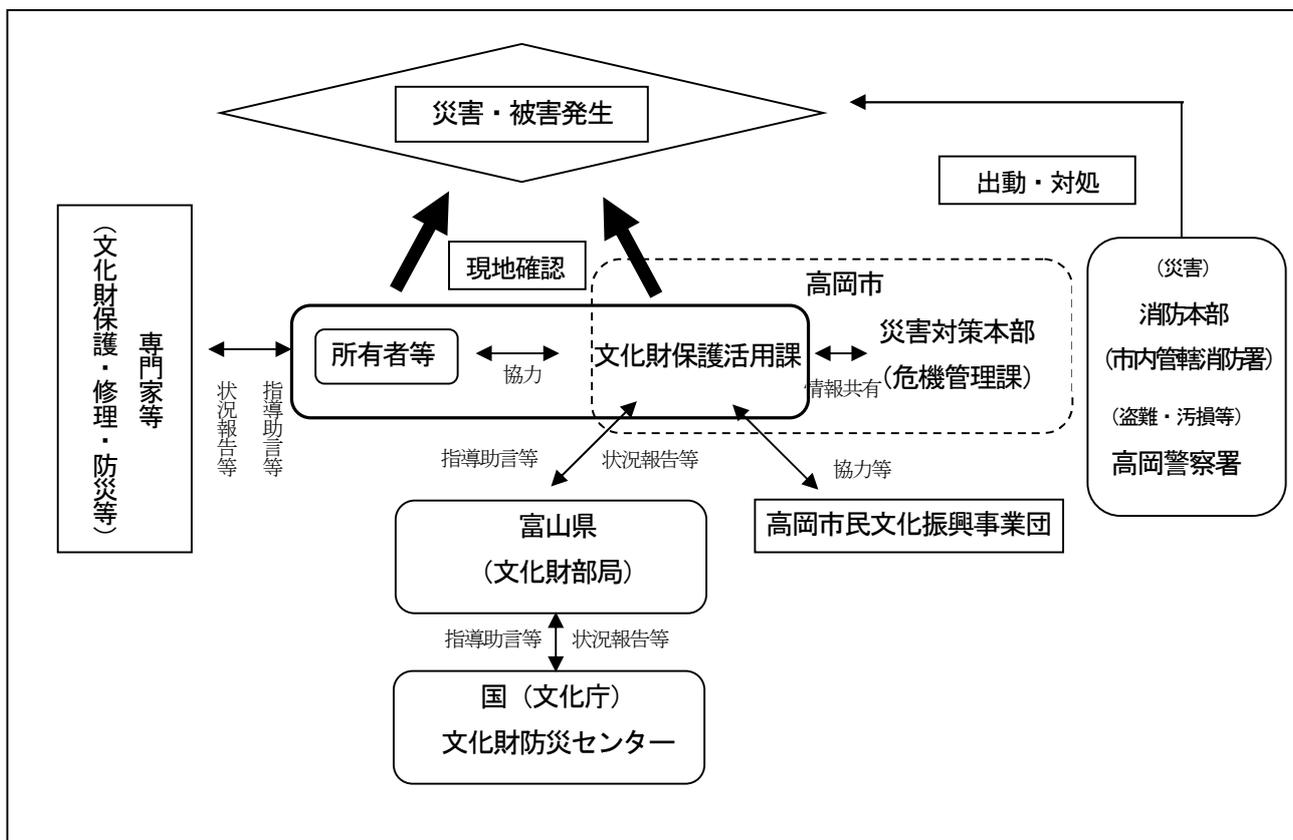
指定文化財は文化財保護指導委員の活動により、定期的に見回りが行われているが、未指定文化財については、所在が把握されておらず、対策の周知が難しい。

2 文化財の防災・防犯の推進体制の整備

文化財の防災・防犯については、国(文化庁)より「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財(美術工芸品)を補完する博物館等の防火対策ガイドライン」「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」などが示されている。

文化財の防災・防犯を推進するためには、所有者・管理者、行政、文化財保護指導員、文化財の所在地周

辺の住民それぞれが情報を共有し、平時から各々の役割を意識して災害時の対応に供えておく必要がある。
また、大規模災害発生時には、県を経由して独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに要請を行う。



高岡市の文化財の災害・被害発生時の対応

3 文化財の防災・防犯に関する課題と方針

文化財の防災・防犯に関する現状を踏まえて、以下の課題を抽出する。

視点2 守る（防災・防犯）

課題④ 災害・被害リスクの把握が十分ではない

- ・地形等の立地状況を含めた文化財の所在や保存環境の把握が不十分である。
- ・未指定文化財の把握が不十分である。
- ・被災した際の損害状況を把握するため文化財の現況の記録保存を進める必要がある。

→方針④ 文化財の状況把握

- ・定期的なパトロールを実施し、周辺の地形や樹木など文化財の状況を点検し、災害・被害リスクを予測しておく。また、文化財の所有者変更など保存場所の異動があった場合は、消防本部と文化財情報を共有する。
- ・未指定文化財の把握を進める。
- ・デジタル技術の活用も含め文化財の現況の記録保存を進める。

課題⑤ 防災・防犯対策が十分ではない

- ・未指定文化財も含め、文化財を所有する寺社や個人の防災・防犯の意識の醸成を図る必要がある。
- ・建造物の耐震診断・耐震補強の措置など防災・防犯を進める必要がある。
- ・令和6年能登半島地震の対応について検証を行う必要がある。

→方針⑤ 防災・防犯対策の推進

- ・文化財保護指導委員のパトロールに合わせた啓発や文化財防火デー、出前講座等を通じて地域の文化財防災・防犯意識を高め、地域による文化財の見守り体制の構築を図る。
- ・国のガイドライン等に基づき建造物の耐震診断・耐震補強の措置、防火対策を進めていく。
- ・令和6年能登半島地震の対応について検証を行い、災害対応マニュアルの整備を行う。

課題⑥ 被災文化財への対応

- ・令和6年能登半島地震により被災した建造物や史跡などき損した文化財の復旧を行う必要がある。また観覧者等が訪れる建造物や史跡は、復旧を行う際に特に本質的価値を失うことなく観覧者等の安全対策を行う必要がある。
- ・収蔵施設が被害を受けた未指定文化財等は、き損や滅失を防ぐため、応急処置や一時的な収蔵場所の確保が必要となる。

→方針⑥ 被災文化財の復旧等

- ・専門家等の意見を受けながら被災した文化財の復旧及び安全対策を行う。
- ・(公財)高岡市民文化振興事業団等関係機関との連携により、未指定文化財の保存取り組みを進める。

4 文化財の防災・防犯に関する措置

視点2 守る（防災・防犯）

措置一覧（方針④ 文化財の状況把握）

No	新規/継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	市内文化財の巡視【再掲】	文化財保護指導委員と連携して文化財について巡視する。	○			○		
2	継続	市内文化財情報の共有	文化財の現状について消防本部と共有する。	○					
3	継続	地域資料継承支援事業【再掲】	産学官連携によって、地域資料（古文書等）の把握調査を行う。	○			○		
4	新規	文化財データベースの構築【再掲】	把握調査に基づき、未指定文化財を含むデータベースを構築する。	○	○	○	○		
5	新規	文化財記録保存【再掲】	デジタル記録等により文化財の現状の記録を行う。	○	○		○		

措置一覧（方針⑤ 防災・防犯対策の推進）

No	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	文化財防災・防火訓練の実施	文化財防災デーに合わせた防火訓練の実施。	○	○	○			
2	継続	地域の文化財見守り体制の推進	文化財保護指導委員の巡回や出前講座等を通じて所有者への意識啓発を行う。	○	○	○			
3	新規	瑞龍寺建造物耐震対策事業	瑞龍寺の耐震対策を行う。		○				
4	新規	菅野家住宅耐震対策事業	菅野家住宅の耐震対策を行う。		○				
5	新規	災害時減災体制の構築	能登半島地震の対応を検証し、災害対応マニュアルの整備を行う。	○	○	○	○		

措置一覧（方針⑥ 被災文化財の復旧等）

No	新規 /継続	事業名	事業概要	主たる取組主体				実施期間	
				行政	所有者等	地域	専門家	前期	後期
1	継続	文化財レスキュー事業	博物館等と連携して保存環境の悪化した文化財に対し応急処置を行う。	○	○	○	○		
2	継続	被災建造物の現状確認	被災後の文化財の現状を確認する。未指定の文化財建造物等には必要に応じ文化財ドクターの派遣を要請する。	○			○		
3	継続	瑞龍寺建造物保存修理（災害復旧）事業	被災した瑞龍寺建造物の復旧事業を行う。		○		○		
4	継続	勝興寺建造物保存修理（災害復旧）事業	被災した勝興寺建造物の復旧事業を行う。		○		○		
5	新規	武田家住宅保存修理（災害復旧）事業	被災した武田家住宅の復旧事業を行う。	○			○		
6	継続	桜谷古墳保存修理（災害復旧）事業	被災した桜谷古墳の復旧事業を行う。	○			○		
7	継続	前田利長墓所保存修理（災害復旧）事業	被災した前田利長墓所の復旧事業を行う。	○			○		
8	継続	高岡城跡保存修理（災害復旧）事業	被災した高岡城跡の復旧事業を行う。	○			○		
9	継続	山町筋伝統的建造物群保存地区修理事業（災害復旧）	被災した山町筋伝統的建造物群保存地区の復旧事業を行う。	○	○		○		
10	継続	金屋町伝統的建造物群保存地区修理事業（災害復旧）	被災した金屋町伝統的建造物群保存地区の復旧事業を行う。	○	○		○		
11	継続	吉久伝統的建造物群保存地区修理事業（災害復旧）	被災した吉久伝統的建造物群保存地区の復旧事業を行う。	○	○		○		
12	新規	青銅随神像保存修理事業	被災した青銅随神像の復旧事業を行う。	○	○		○		

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

本計画を推進するに当たっては、文化財保護活用課を中心とし、庁内関係部署及び指定管理者等が連携して進めることを基本とする。また、国や県などの関係機関や所有者等（所有者・保存会・管理者など）、地域（地域住民、公民館など）、高岡市文化財審議会や学術機関等の専門家と連携し、以下の体制を構築する。

保存・活用の推進体制（令和6年（2024）4月現在）

(1) 行政

高岡市
教育委員会文化財保護活用課 課長1名
文化財保護係 （4名）うち埋蔵文化財の専門職員2名 業務内容：文化財の保存及び活用、文化財の調査研究、埋蔵文化財の発掘調査、日本遺産の魅力発信に関する事 所管施設：埋蔵文化財センター
活用係 （7名）うち建造物の専門職員2名 業務内容：町並みの保護及び保存並びに活用、文化財施設の設置及び管理、文化財関係団体の指導及び育成並びに当該団体との連絡に関する事 所管施設：土蔵造りのまち資料館、気象資料館、北前船資料館、鋳物資料館
未来政策部企画課 業務内容：総合計画の策定及び進行管理に関する事 など
未来政策部 未来課 業務内容：主要施策の総合調整に関する事 など 所管施設：旧高岡共立銀行
総務部危機管理課 業務内容：防災会議及び災害対策本部に関する事、危機管理事案に関する事 など
産業振興部産業企画課 業務内容：伝統産業の振興、デザイン・工芸センター、金屋鋳物師町交流館に関する事 など 所管施設：デザイン・工芸センター、金屋鋳物師町交流館など
産業振興部商業雇用課 業務内容：商業の振興、中心市街地活性化に関する事 など
産業振興部観光交流課 業務内容：観光事業、観光資源の保護、保存及び開発、高岡御車山会館に関する事 など 所管施設：高岡御車山会館
産業振興部地域振興交流課 業務内容：菅笠の振興に関する事 など
生活環境文化部地域課 業務内容：地域自治の推進、地域振興、地域交流センターに関する事 など
生活環境文化部文化国際課 業務内容：文化振興施策の総合的な企画及び調整、文化資産の活用に関する事 など 所管施設：美術館、博物館、万葉歴史館 など

<p>都市創造部道路整備課 業務内容：福岡駅前周辺都市再生整備計画の進行管理並びに事後評価に関すること</p> <p>都市創造部景観みどり課 業務内容：都市景観及び屋外広告物、風致地区内での建築等の許可、公園及び緑地の管理、国定公園に関すること など 所管施設：高岡古城公園（高岡城跡） など</p> <p>教育委員会学校教育課 業務内容：学校の運営及び指導に関すること など</p> <p>教育委員会生涯学習・スポーツ課 業務内容：生涯学習の振興、児童及び生徒の文化活動、図書館、公民館に関すること など 所管施設：福岡歴史民俗資料館、福岡歴史民俗資料館雅楽資料展示分室（雅楽の館）</p>
<p>関係機関、施設等（国、県等）</p> <p>文化庁 独立行政法人 国立文化財機構文化財防災センター 富山県教育委員会生涯学習・文化財室 富山県埋蔵文化財センター 公益財団法人 富山県文化振興財団</p>
<p>指定管理者等（指定管理に係る公の施設）</p> <p>公益財団法人 高岡市民文化振興事業団、伏木観光推進センター、金屋町自治会、株式会社はんぶんこ、株式会社ウエルカム福岡</p>

(2) 地域

<p>自治会</p> <p>自治会、町内会等</p>
<p>市民団体等</p> <p>池の端通り景観形成推進協議会、江道横穴古墳群保存会、金屋町まちづくり協議会、木舟城跡保存会、坂下町通り景観形成委員会、桜谷古墳群保存会、菅野家住宅保存協議会、勝興寺まちづくり協議会、土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会、中田地区記念物保存会、福岡くらしっく街道の会、吉久まちづくり推進協議会 各自衛消防隊、各ボランティアガイド</p>

(3) 所有者等（所有、管理している団体（保存会）

<p>所有者等</p> <p>・寺院、神社 ・団体（保存会）：高岡御車山保存会、伏木曳山保存会、氣多神社奉賛会、二上射水神社文化財保存会、越中福岡の菅笠製作技術保存会、国宝瑞龍寺保存会、勝興寺文化財保存・活用事業団、勝興寺文化財保存会 ・個人等</p>

(4) 専門家

審議会・委員会等
高岡市文化財保存活用地域計画推進協議会、高岡市文化財審議会、高岡市都市景観審議会、高岡市御車山保存修理委員会、高岡市歴史まちづくり協議会
大学・研究機関等
富山大学、金沢工業大学、職藝学院、国立歴史民俗博物館、公益社団法人地盤工学会
文化財保護指導委員
富山県文化財保護指導委員
民間団体・NPO 法人等
一般社団法人石川県文化財保存修理協会、一般社団法人西部観光社水と匠、公益財団法人富山県建築士会、合同会社 AMANE、公益社団法人高岡市観光協会、高岡市日本遺産推進協議会、高岡地域文化財等修理協会、伝統工芸高岡銅器振興協同組合、高岡銅器協同組合、伝統工芸高岡漆器協同組合、NPO 法人金屋町元気プロジェクト、NPO 法人高岡市古城公園百年会議、NPO 法人高岡古城公園百年会議、NPO 法人大佛三郎、NPO 法人富山県防災士会、NPO 法人みどりの会、NPO 法人吉久みらいプロジェクト 等

2 各主体の役割及び今後の推進体制のあり方

文化財の保存と活用の将来像の実現に向けては、前項に示す各主体がそれぞれの役割を担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから、以下の役割分担及び今後の推進体制のあり方のもとに本市の歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む。

(1) 行政

文化財保護活用課は、本計画を確実に実行していくための中心となる主体であることから、各主体への働きかけ及び調整、支援を行うとともに、文化財の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進め、必要な制度設計及び財源措置などに取り組む。さらに、専門家の指導・助言・協力のもと文化財の計画的な調査研究を行い、必要に応じて保存のための指定、公開活用のための整備など、歴史文化を活かすまちづくりの措置に取り組む。また、地域や所有者等が、高岡の歴史文化に対する認識を深めていけるよう普及啓発活動を行うとともに、それぞれが保存・活用の担い手となるべく適切な情報発信及び支援に取り組む。これらの役割を円滑に進めるために以下の今後の推進体制のあり方を定める。

<今後の推進体制のあり方①>文化財専門職員の人材確保

本市は、近年の国宝指定や重要伝統的建造物保存地区の選定の追加により、建造物の保存修理の事業量の増大とともに、重要有形無形民俗文化財の保存修理や史跡の保存整備が同時進行している。また、それ以外についても、所有者や寺社などを巡る社会状況の変遷に伴い課題が発生しており、保護の取り組みを強化していく必要がある。このため、指定管理者との連携も含め専門職員の連携体制の強化を計画的に進める。

<今後の推進体制のあり方②>庁内及び庁外行政機関との連携強化

本市の文化財保護行政は長らく文化財の保存に軸足を置いてきたが、歴史文化を活かすまちづくりを推進するために観光振興、教育、産業振興などの部局との関係を密接にすることが必要である。このため関係部署を交えた庁内連絡会議を設置するなど全庁的な推進体制を構築する。

また、国（文化庁）、富山県、関係市町村（隣接する市など）の行政機関とも文化財の保存・活用に関する共通認識を形成するために情報交換などを行う場を設ける。

(2) 地域

地域住民は、身近な文化財に直接触れることが出来るため、それらが自分たちにとって共有の財産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取り組みへの参加、協力を通じて地域に愛着と誇りを持ち、一人ひとりが歴史文化を支える担い手となるよう理解を促進する必要がある。生涯学習・スポーツ課や地域課、市民団体、専門家との連携のもと、地域の歴史文化について、地域住民が学ぶ自主的な活動を支援している。また、市民団体などは、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを活かしながら得意分野の担い手として文化財の保存・活用に寄与することが期待される。

<今後の推進体制のあり方③> 地域住民の参加による保存・活用のための取り組み

地域に根差した文化財の保存・活用を推進していくため、行政・専門家などの支援を受けながら地域住民、公民館や市民団体が主体となって探究・情報発信に取り組む体制を強化する。

(3) 所有者等

文化財の所有者・管理者は、本市の歴史文化を体現する文化財を管理することの重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組む。そのため、行政及び地域との協力・連携のもと、文化財の防災・防犯対策を徹底する。一方、観光振興や地域の魅力づくりなどに資する文化財の活用や公開についても、保存管理及び防災・防犯、プライバシー保護を前提として参加、協力する。

<今後の推進体制のあり方④>所有者等としての文化財の保存・活用の取り組み

自らが所有する文化財の持続的な保存管理及び活用を進めていくため、行政並びに専門家からの情報提供や支援を積極的に活用する。

(4) 専門家

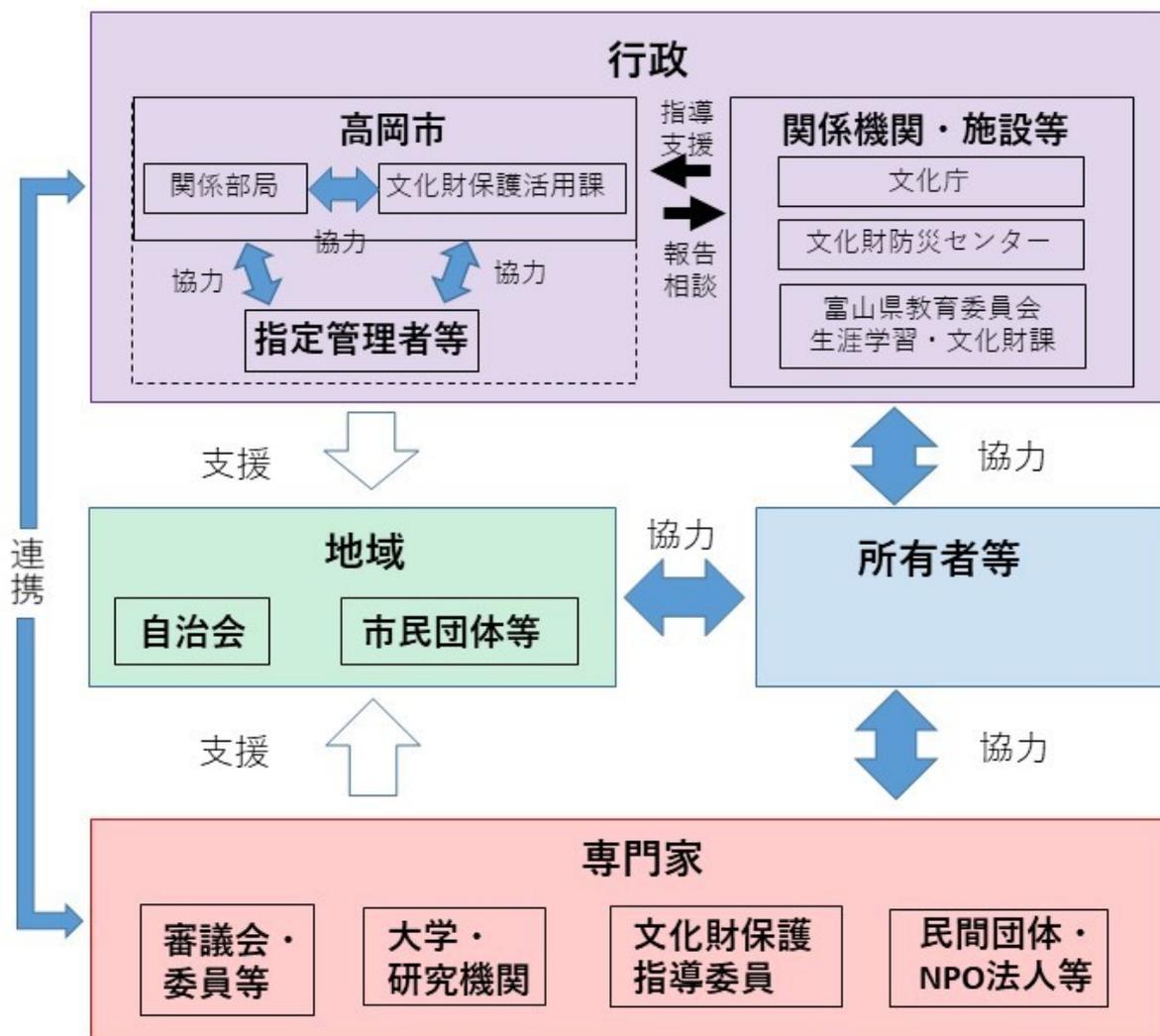
歴史文化やその他の分野（自然環境、景観、まちづくり、防災、地域経済、観光など）の専門家（大学等研究機関など）は、行政と連携して本市の歴史文化に関わる様々な観点から調査研究を行い、その調査成果を所有者及び地域へ発信する。市から認定された文化財保存活用支援団体は、各主体の歴史文化を活かすまちづくりの取り組みに対して、専門的な指導・助言と技術的支援を行い、地域における取り組みを主導していくことが期待される。

<今後の推進体制のあり方⑤> 多様な専門的支援・協力体制の構築

歴史文化の専門家のみならず自然環境、景観、まちづくり、防災、地域経済、観光などの各種専門家が、文化財を取り巻く様々な状況や課題の解決に対応すべく、各主体に指導及び助言、協力などの技術的支援を行っていくための連携体制を整える。また、文化財の「守り人」的な後継者の育成と同時に、広域的で多くの人が参画し、地域との連携体制を整える。

<今後の推進体制のあり方⑥> 文化財保存活用支援団体の認定

文化財の保存・活用を推進するため、本市の文化財の保存・活用に取り組む団体を、必要に応じて文化財保存活用支援団体（法第192条の2・文化財保存活用支援団体）として認定する。



保存・活用の体制整備概念図